柏市議会令和８年第３回定例会会議録（第６日）

○

令和８年９月１４日（月）午後１時開議

議事日程第６号

日程第１　質疑並びに一般質問

日程第２　議案第４０号

日程第３　議案第４１号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（３４名）

１番	矢澤英雄君	２番	田口康博君
３番	福元　愛君	４番	若狭朋広君
５番	内田博紀君	６番	永山智仁君
７番	上橋しほと君	８番	北村和之君
９番	小川百合子君	１０番	村越　誠君
１１番	渡邉晋宏君	１２番	桜田慎太郎君
１３番	平野光一君	１４番	武藤美津江君
１５番	佐藤　浩君	１６番	林　紗絵子君
１８番	渡辺裕二君	１９番	伊藤　誠君
２０番	小松幸子君	２１番	塚本竜太郎君
２２番	阿比留義顯君	２３番	円谷憲人君
２４番	後藤浩一郎君	２５番	末永康文君
２６番	渡部和子君	２７番	山田一一君
２８番	松本寛道君	２９番	岡田智佳君
３０番	中島　俊君	３１番	林　伸司君
３３番	田中　晋君	３４番	助川忠弘君
３５番	古川隆史君	３６番	坂巻重男君

欠席議員

なし

説明のため議場へ出席した者

〔市長部局〕

市長	太田和美君	副市長	染谷康則君
副市長	山田大輔君	上下水道事業管理者	飯田晃一君
危機管理部長	熊井輝夫君	総務部長	鈴木　実君

企画部長	小島利夫君	財政部長	恒岡厚志君
広報部長	吉田みどり君	広報部理事	宮本　等君
市民生活部長	永塚洋一君	健康医療部長	小倉孝之君
健康医療部理事	真田理江君	健康医療部理事	岡村秀明君
福祉部長	矢部裕美子君	こども部長	依田森一君
環境部長	稲荷田修一君	経済産業部長	松澤　元君
都市部長	坂齊　豊君	都市部理事	平久和則君
土木部長	内田勝範君	消防局長	本田鉄二君
会計管理者	田口　大君	上下水道局理事	後藤義明君

〔教育委員会〕

教育長	田牧　徹君	教育総務部長	中村泰幸君
生涯学習部長	宮本さなえ君	学校教育部長	平野秀樹君

〔選挙管理委員会〕

事務局長	山岡康宏君

〔農業委員会〕

事務局長	関野昌幸君

〔監査委員〕

代表監査委員	中山浩二君	事務局長	渡会美保君

職務のため議場へ出席した者

事務局長	渡邊浩司君	次長兼議事課長	石田　清君
議事課課長補佐	藤井　淳君	議事課係長	坂田智文君
議事課係長	松沢宏治君	議事課主任	野方彩加君
議事課主任	小川　熙君	議事課主事	川﨑真奈君
議事課主事	長瀬めぐみ君		

○

午後　１時開議

○議長（坂巻重男君）　これより本日の会議を開きます。

○議長（坂巻重男君）　日程に入ります。

○

○議長（坂巻重男君）　**日程第１、議案第１号から第39号についての質疑並びに一般質問**を行います。

発言者、村越誠さん。(「頑張れ」と呼ぶ者あり)

〔10番　村越　誠君登壇〕

○10番（村越　誠君）　無所属の会の村越誠です。８月の豪雨からちょうど１か月がたちました。この当日も朝６時過ぎから農家の方からそこの土砂が崩れたとか、何が水につかっているとかいろんな電話を受け、またこの土日を使ってちょっと高柳地区を回ってきました。そしたら、そのときの様子が腰まで水が来ていて、旦那さんが帰ってきて、玄関を開けられない。窓から入ってもらったとか、そういった話も聞いています。そういった中考えたら、柏市も頑張

っていると思うし、また周辺のいろんな地域と協議をした上でこの対策を進めていくのが必要じゃないかなと思います。この無所属の会では現地を見て、いろんなところに足を運んで、現状を考えて、一生懸命考えていく、そういった形で取り組んでおります。

それでは、質問に入ります。まず、集中豪雨の件で、８月の千葉豪雨、本市では１時間に最大92ミリの豪雨があり、内水氾濫が広がり、またちょうどその時間帯は潮位が上がっていて、雨水をうまく吐き出せない状況があったと考えます。下水の処理能力を超えた雨が地上にあふれ､低地やアンダーパスなどで内水氾濫が起こったということにつながってはないでしょうか。柏市のこの豪雨の水害の状況を御説明ください。氾濫時の対応として、道路冠水時の車の使用の避難は問題点がはっきりしたのではないでしょうか。線状降水帯発生や特別警報の雨水情報を得た場合は車を使わず、より高いところに避難することが重要であるんじゃないかと思います。この件を市はどのように捉えているんでしょうか。防災対策の整備。市民にアンダーパスや危険な場所の浸水リスクを伝えることが大切であると考えます。アンダーパスの対策の強化やハザードマップの見直しの必要性も示しているのではないでしょうか。道路上の表示についてはどのように考えているのか、説明をお願いします。

地域の問題として、まず高柳地区の問題があります。これは、本当近隣の市のほうの関連性で、そちらの水のほうも大きく本市のほうに流れてきていた。それをやっぱりうまく通す排水の、これ東武線の下ですけども、排水の準備も、そこも広がっておらず、要はそこの氾濫が１か所、２か所、３か所とつながって、60センチ、１メートルとか、そういったふうな氾濫があったものと考えます。内水氾濫内を抑えるために排水路の清掃、排水路を深くすること、そして広くすることなどの対策が考えられます。また、貯水池は掘り下げて、少しでも多くの水をためておいて、ゆっくり排水する、そういったことが必要ではないでしょうか。柏市の考えを説明ください。また、他市とも協議する必要もある場合もありますので、そういったところは着実に一歩一歩進めてほしいなと思います。２つ目、議案第24号の道路と開発、21件の件数のうち７件がこの話のほうに入っているんですけども、今全国的に住宅街では火災が多く発生しています。この市道の路線の認定提案では、開発が優先されているんじゃないかと。行き止まり道路が至るところにある、そういったことが挙げられます。やはり市はこういった開発を精査し、分析し、取り組むようにしていくべきじゃないかなというふうに思います。これは、都市計画法がありますが、やっぱり救急車、消防車の緊急車両の安全な通行ができる道路を備えた道路の開発に取り組むべきじゃないかなと思います。また、防災面から考えると、森林環境譲与税の利用の範囲の検討を広げ、柏市独自でもこういった使い方をはっきりさせて取り組むことも必要じゃないかなと思います。防災の観点で考えたうちに樹木の管理も大きな影響があると思います。３つ目、農業問題となります。これ消費税が１％となると、様々な問題が発生します。小規模農家の多くは、所得が年間1,000万円以下の免税事業者や5,000万円の簡易課税事業者となります。肥料の仕入れとか、その際の十分な還付を得ることができるのかどうか、その経営の打撃が考えられます。この状況について説明をお願いします。

３つ目、学校教育問題です。まず、学校用務員の職務環境の改善について質問します。市内小中学校には用務員が配置されており、学校施設の維持管理や教育環境の整備においては重要な役割を担っております。一方では、近年記録的な猛暑が続き、屋外での作業を担う用務員の職務環境も大きく変化しています。このため、用務員の健康、安全、そういったところを確保するために熱中症対策はこれまで以上に重要になっていると考えます。本市では、今年度より

用務員の熱中症対策としてファン付ベストを導入していると聞いております。学校現場からも高い評価を得ており、安全確保に向けた取組と大変意義のあるものと受け止めております。その一方で、このファンやバッテリーについては、各校１セットの整備となっています。充電不足や故障などによって使用ができなくなった場合には、十分な機能を発揮できないことも懸念されます。熱中症は命に関わる問題であり、必要なときに確実に対策機器の使用できる環境を整えることが重要であると考えます。柏市の学校用務員の勤務体制及び業務内容の概要をお話しください。また、教育委員会では、学校配置用務員の熱中症対策についてどのような考えの下、ファン付ベストを導入したのか、その経緯をお話しください。現在ファン付ベストのファン及びバッテリーは各校１セットの配備となっておりますが、故障や不具合、充電不足などによって使用できなかった場合の対応と用務員の必要なときに確実に使用できる環境整備について教育委員会のお考えをお話しください。続いて、特別支援教育について質問します。最近この特別支援教育への認知が進み、保護者の理解の下、児童生徒が増加している状況があると思います。特別支援学級の１学級の人数は８名が定員です。また、この特別支援学級における環境整備の確保についてお答えをお願いしたいと思います。本市の特別支援学級数及び在籍児童生徒数は、この５年間でどのように推移しているのでしょうか。また、特別支援学級の増設に伴い、不足教室、相談室、少人数指導教室、多目的室等の転用、普通教室や特別教室を間仕切りして使用している運用などが生じているのかどうか、お答えください。特別支援学級の設置に伴い、プレールームや学習スペースの縮小、教材保管場所の不足、児童生徒の活動スペースの確保などの問題もあるのでないでしょうか。教育委員会としてはどのように把握しているのか、御説明ください。学校施設の維持管理。これ教育子供委員会もこの休み期間中学校を訪問しました。やはり草ぼうぼうで、すごい状態の学校が多くあると思います。敷地内の草木が大きく茂っている、そういった学校が見られます。近年は、猛暑や降雨の影響により草木の生育が速くなっています。一方で、広大な学校敷地の維持管理を学校のみで行うことは容易ではなく、十分な除草作業が難しい状況もあるのではないでしょうか。学校施設は、児童生徒が学ぶ場としてあるとともに、柏市が設置する公共施設でもあります。除草が十分に行われないことにより見通しの悪いところ、または安全上の懸念、または害虫発生、施設の適切な維持管理への影響などが懸念されます。学校施設の適切な維持管理について、施設管理者である市の重要な責務であると考えます。現在柏市の学校施設の除草作業についてどのような体制で実施しているのか、お話しください。教育委員会では柏市の学校の除草作業や施設管理上の課題、または学校の除草作業に関して、要望についてどのようなことを把握しているのか、お話しください。

続いて、地域の今後についてですけども、住みたくなるまちづくりを考えたときにやはり今後はつながりがある点から広がっていく、そういった地域づくりが必要ではないでしょうか。この件は、ちょっと答弁はいいです。２つ目としては、昔東部地区も狸穴という地区がありました。そこで以前開発を考えたこともあったようです。広い宅地に数台車の駐車場があり、家庭菜園の畑があり、そして成田線の湖北や新木駅というアクセスで交通手段を広げ、ＪＲ線で上野へつながりができるという、そういったところからもこれが持ち上がった話です。車社会となっているので、今はアリオまで15分、それから千葉ニュータウンまでも15分で買物等もできます。狸穴というこの場所から眼下には手賀沼が見え、右側には筑波山、左側には富士山が入るという場所、夕日を撮る写真家も多く集まっています。開発の地域指定はどのようになっ

ているのか、御説明をお願いいたします。以上で１問目終わります。
○議長（坂巻重男君）　ただいまの質問に対する答弁、危機管理部長。
〔危機管理部長　熊井輝夫君登壇〕
○危機管理部長（熊井輝夫君）　私からは、集中豪雨についてのうち令和８年８月千葉豪雨と氾濫時の対応の２点についてお答えいたします。まず、令和８年８月千葉豪雨における柏市の被害状況についてです。最初に、道路等の被害につきましては、８月13日当日、市内各地で道路冠水が発生し、市道の通行止めは最大８か所に及びました。大津ケ丘地区では冠水した道路で車６台が水没、松ケ崎新田地区では長さ約200メートル、水深約１メートルに達し、４名を救出する事案もございました。道路冠水等に伴う柏市道上の放置された車両につきましては、８月14日時点で最大31台に達しましたが、順次撤去を進め、８月の26日に完了しております。なお、篠籠田地区では下水道管の閉塞の復旧作業により一時通行止めの措置を取りましたが、８月25日には解消しております。次に、住家の浸水被害についてです。住家被害は９月10日時点で合計288件で、このうち床上浸水が167件、床下浸水が101件、その他20件となっております。罹災証明書の交付状況では、中規模半壊１件、半壊128件、準半壊８件、一部損壊151件、合計288件を交付しております。被災された世帯に対しましては、罹災証明書の交付、住家の床下消毒、住宅の応急修理支援、市営住宅の無償提供など支援を実施しているところでございます。以上、道路冠水及び住家浸水を中心とした被害状況について御報告申し上げました。市といたしましては、引き続き被災者支援と復旧に努めてまいります。続きまして、氾濫時の対応についてお答えいたします。車での避難についてでございますが、高齢者や障害のある方、乳幼児を抱える世帯など、徒歩での避難が困難な方にとって車は避難手段として必要不可欠な場合がございます。そのため、市として車での避難を一律に禁止することは難しいと考えております。しかしながら、市内各地で大雨による道路冠水によって車に閉じ込められれば命の危険に直結することは、今回の豪雨でも市民の皆様も改めて認識したものと考えております。市といたしましては、今後も災害時の車での移動に伴うリスクについて市民の皆様へ周知を強化してまいりたいと考えております。市民の皆様の命を守るため、車での避難が必要な方に配慮しつつ、そのリスクについても正しく御理解いただけるよう周知徹底に努めてまいります。私からは以上でございます。
○議長（坂巻重男君）　土木部長。
〔土木部長　内田勝範君登壇〕
○土木部長（内田勝範君）　私からは、防災対策の整備と高柳地域、議案第24号、道路と開発についてお答えいたします。初めに、防災対策の整備についてです。市民の皆様にアンダーパスや浸水リスクの高い場所を分かりやすくお伝えすることは、市民の安全、安心を確保する上で大変重要であると認識しております。今回の千葉豪雨を受けて、現行の内水ハザードマップと実際に発生した浸水被害の現状等を比較し、浸水エリアや冠水状況などの検証を行い、見直しを図っていくとともに、現地における対策といたしましてはアンダーパスや冠水による被災車両が発生した箇所など対策が必要な箇所を抽出し、現地を確認しながら電光掲示板、遮断機等の設置の検討を進めてまいります。
次に、高柳地域についてお答えいたします。今回の千葉豪雨により市内各所で道路冠水や床上浸水等の被害が発生しましたが、その中でも高柳の東映団地周辺においては深刻な被害が生じた地域の一つであると認識しております。当該地区の雨水については上大津川へ流出してお

りますが、同河川も水があふれるなどの被害が報告されております。議員御提案の内水氾濫を抑えるための排水路を深くすることなどの対策について市の考えをお答えいたします。当該高柳地区に関しましては、下流の上大津川改修事業が現在事業中であり、計画区間約１キロメートルを完了させることが重要であると考えております。残る未改修区間である約700メートルの護岸整備や２か所の橋梁の架け替え工事を着実に進め、令和21年度の完了を目指し、取り組んでまいります。また、高柳東映団地内の既存水路を深くすることは構造上実施が困難であることから、まずは水路清掃などを実施し、適切に機能が維持されるよう管理してまいります。さらに、松戸市が管理する高柳新田雨水貯留施設につきましても、松戸市と連携し、大雨時に本来の機能を十分に発揮できるよう適切な維持管理に努めてまいります。今後は上大津川の改修を着実に進めていくとともに、既存施設の適正管理に努め、浸水被害の軽減を図ってまいります。次に、議案第24号、道路と開発に関する御質問にお答えいたします。本議会に議案を提出いたしました市道路線の認定21路線のうち、開発行為による帰属を受けた道路が16路線あり、そのうち７路線が議員御指摘の終点部に転回広場を設けたいわゆる行き止まり道路となっております。開発行為に係る行き止まり道路については、都市計画法施行規則第24条第５号に原則として道路は袋状でないこと、いわゆる行き止まり道路でないこととされ、例外として転回広場や避難通路が設けられ、避難所及び車両の通行上支障がない場合はこの限りでないと規定されており、本市の開発行為審査基準も同規則に準拠したものとなっております。市といたしましては、緊急車両の通行及び防災上の観点から通り抜け道路が望ましいとは考えておりますが、市内各所で土地利用が進む中で通り抜け道路の設置が困難な事例も多くあると認識しております。これらのことから、開発行為における行き止まり道路の新設を一律に認めないなどの規制を強化することにつきましては、土地の利活用に及ぼす影響を勘案し、慎重に判断する必要があるものと考えております。今後につきましても引き続き開発行為の許可を所管する都市部と連携しながら、開発事業者との事前協議を通じて、緊急車両等の通行に支障のない道路の整備に努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　経済産業部長。

〔経済産業部長　松澤　元君登壇〕

○経済産業部長（松澤　元君）　私からは、地域の問題に関する御質問のうち農業経営における消費税の御質問と森林環境譲与税の活用についての御質問にお答えいたします。まず初めに、農業経営と消費税に関する御質問ですが、飲食料品に関わる消費税率の引下げにつきましては、令和８年８月５日に閣議決定された給付付き税額控除の制度導入の基本方針において、令和９年４月１日から２年間軽減税率の対象となっている飲食料品に関わる消費税率を１％とすることが示されております。飲食料品の消費税率の引下げにつきましては、多くの市民の家計の負担軽減につながる一方、飲食料品を生産、販売する農業や外食産業においては経営面への影響が懸念されており、現在政府内において様々な角度から検討が進められているものと認識しております。中でも議員の御質問にございました現時点で想定される農業者への影響といたしましては、消費税率の引下げにより消費が拡大し、農産物の販売量の増加につながる可能性が期待される一方で、農業生産に関わる燃料や肥料、農機具などの購入に関わる消費税は10％のまま維持されるため、総体的には計上の手取り額が減少することが懸念されております。このような課題に対しまして、国の基本方針においても現場の納得感のある対応を検討すると示されていることから、現在国において必要な支援策が検討されているものと認識しております。市

といたしましても、国の動向や農業経営の影響を注視していくとともに、市内の農業者への経営状況をきめ細かく把握しながら、国の方針が決定した後に必要な対応を迅速に講じられるよう準備してまいります。次に、森林環境譲与税の活用に関するお尋ねでございますが、森林の適正な管理につきましては、災害防止の観点からも大変重要なものと考えております。そのための取組に対しましても森林環境譲与税を活用することができるものでございます。これまでも本市におきましては防災の観点から森林環境譲与税の活用の事例もございますので、引き続き法律の趣旨を踏まえまして、他市の事例なども参考にしながら、関係部署と連携し、より効果的な活用方法を検討してまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君）　学校教育部長。

〔学校教育部長　平野秀樹君登壇〕

○学校教育部長（平野秀樹君）　私からは、教育問題についての御質問のうち職務環境の改善と特別支援教育に関する御質問のうちの学級数及び児童生徒数の推移についてお答えいたします。市内小中学校に勤務する用務員は、校内の除草作業や清掃等の環境美化、学校行事の運営補助、施設の軽微な修繕などの業務を行っております。勤務体制につきましては、原則として各学校に週３日勤務者１名、週２日勤務者１名を１日当たりの勤務時間７時間30分で配置しております。昨年度までは各曜日１名の配置としておりましたが、除草作業時の刈り払い機の安全な運転及び作業体制を確保するため､今年度より同日に勤務することを可能といたしました。また、ファン付作業服の導入経緯につきましては、近年の夏場における記録的な猛暑により熱中症のリスクが高まっていることを踏まえ､用務員の安全確保及び作業環境の改善を図るため、今年度より導入したところでございます。作業服のファン、充電器につきましては、故障や不具合が発生した際には全校に一律で予備を配付する運用とはせず、教育委員会において貸与用のファン、充電器セットの確保を検討しているところでございます。また、作業中の充電不足につきましては、ファン付作業服を着用している際に猛暑の中で予備バッテリーを用いて屋外作業を継続することは熱中症予防の観点から避けるべきと考えております。充電が切れた際には、再充電を行う時間を利用し、校舎内の清掃や整備など室内での業務に従事していただくよう運用してまいります。今後も学校用務員が安全かつ安心して業務に従事できるよう、状況を把握しながら職務環境の改善に努めてまいります。続いて、特別支援学級数並びに児童生徒数の推移についてお答えいたします。柏市立小中学校における特別支援学級数及び在籍児童生徒数は、令和８年度５月１日現在、特別支援学級は249学級、在籍児童生徒数は1,004名となっております。学級数、児童生徒数ともに年々増加傾向が続いており、令和４年度からの５年間で学級数は55学級増加、在籍児童生徒数は447名増加しております。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君）　教育総務部長。

〔教育総務部長　中村泰幸君登壇〕

○教育総務部長（中村泰幸君）　私からは、教育問題に関する御質問のうち特別支援教育と学校施設の維持管理の２点にお答えいたします｡初めに､特別支援学級の教室確保についてです。市教育委員会では、児童生徒数の推計に基づき特別支援学級数の不足が見込まれる場合には普通教室の不足を生じさせないことを基本として、必要に応じて余裕教室等を特別支援学級の教室へ転用するなど施設整備を行っております。一方で、余裕教室等がない学校もあり、特別支援学級の教室の確保が困難な場合には、やむを得ない一時的な措置として教室内を間仕切りして使用するなどの対応も行っているところです。また、特別支援学級への教室転用に当たりま

しては、普通教室だけでなく、プレールーム、多目的室、教材保管場所などについても教育活動への影響を確認しながら児童生徒の学習環境や学校運営に支障が生じることのないよう努めております。市教育委員会といたしましては、児童生徒数の推計や就学調査の結果に加え、各学校の教室等の利用状況や学校からの意見等を踏まえ、児童生徒一人一人が安全、安心に学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備を進めてまいります。次に、学校施設の維持管理についてお答えいたします。まず、小中学校の敷地内の樹木や除草等の管理につきましては、学校に日常管理の一環として対応をお願いするとともに、市教育委員会においても必要に応じて除草作業や樹木の剪定、枝下ろし等の維持管理を実施しております。具体的な除草作業等の実施体制につきましては、グラウンドなどの平たんな場所の除草や手の届く範囲の樹木の剪定等については学校職員が対応しております。一方、斜面地など学校職員による作業等では危険を伴うと判断される場所につきましては、市教育委員会から専門業者へ複数校をまとめて委託し、除草作業を実施しております。また、学校の除草状況や学校施設管理上の課題、学校からの除草に関する要望につきましては、学校から相談や連絡をいただいた際に職員が現地を確認するとともに、具体的な状況や要望を聞き取ることで状況を把握しております。今後も学校と連携を図りながら学校施設の適切な維持管理に努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　都市部長。

〔都市部長　坂齊　豊君登壇〕

○都市部長（坂齊　豊君）　私からは、手賀狸穴地区に関する御質問についてお答えいたします。当該地区は、都市計画において市街化調整区域に区分されており、柏市都市計画マスタープランでは既存集落のコミュニティの維持と地域活力の向上を図る地域として位置づけております。また、市では布瀬、手賀、片山地域において定住人口の増加と地域コミュニティの形成を目的に平成25年に自然環境を保全しながら一定の条件を満たせば一団の戸建て住宅開発を認める柏市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を定めました。これまで手賀狸穴地区の約2.2ヘクタールの区域におきましては、平成28年に民間の住宅メーカーより建設計画認定申請書の提出があり、優良田園住宅の建設促進に関する法律に基づき事業認定を行っております。その後、事業採算性などの事情により事業化に至らず、現在地域の関係者により新たな事業者確保に向けた取組が続けられている状況でございます。市といたしましては、引き続き優良田園住宅制度の活用を含め、地域の関係者との調整を進めるとともに、地域資源や特性を生かした東部地域のまちづくりに取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君）　学校教育部長。

○学校教育部長（平野秀樹君）　私の先ほどの答弁に関しておわびと訂正をさせていただけたらと思います。特別支援学級在籍の児童生徒数でございますが、先ほど1,004名と御答弁申し上げたと思いますが、1,504名の誤りでございます。申し訳ございませんでした。以上でございます。

○議長（坂巻重男君）　第２問、村越誠さん。

○10番（村越　誠君）　御答弁ありがとうございます。まず、１つ目としては、地域の問題で高柳地区ですけども、船橋、取手を結ぶ船取線の道路から松戸につながる道路で崖崩れが発生し、道路通行止めとなりました。人的被害がなかったと聞いております。この崖崩れというのは、木々の管理問題があるのではないかと思います。逆に反対を言えば、樹木のいろんな管理をしていて、枝、木がちゃんと生えていて、根が張っていればこれは抑えられた。でも、今回

の雨は非常に大きかったかと思うんですけども、この中で森林譲与税をやっぱりこれは使っていくのがいいんじゃないかなとも思っています。この崖崩れの対応についてちょっと答弁をお願いいたします。

○経済産業部長（松澤　元君）　お答えいたします。森林環境譲与税につきましては、１問目でも触れさせていただきましたけれども、これまでも特別緑地保全地区の危険木の伐採であったりというのに活用しておりますので、関係部局と連携して、そうした活用も検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○10番（村越　誠君）　全国の市町村では、森林環境譲与税を活用して森林を持続的に生かしていく取組を今やっています。自分も成田市のところを視察行ってきて、いろいろ勉強してきましたけども、やはりこの森林環境譲与税、これ林野庁、総務省が出している森林を生かす仕組みという資料では、森林が持つ代表的な機能として環境保全や防災、水の浄化など森林が様々な場面で私たちの暮らしを支えているという、そういった表記があります。温室効果ガスの削減、災害や土砂崩れを防ぐ、または雨水を地中に浸透させる、そういった森林譲与税を活用した整備をする必要があるんじゃないかなと考えるんですけども、この辺はちょっと今度いろいろまたもっと勉強させていただいて、その上でまた質問するので、そういった意味でこの要望を進めていく体制を柏市も取ってほしいと、そういうふうに考えます。これ要望としてお話をしておきます。

続いて、教育問題ですけども、特別支援学級に在籍する児童は、これは８名で１学級、９名になれば２学級に変わるという状況で、やはり根本的に全ての子供たちが安心して学ぶことができる教育環境の整備について計画的な教室の確保をお願いしたいと思います。これいかがでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君）　お答えいたします。教育委員会では、毎年４月に小中学校における余裕教室であったり、普通教室の転用可能な教室の状況のほうを把握しております。あわせて、先ほども申し上げたような子供たちの推計のほうも確認しております。その辺を照らし合わせながら不足が生じないよう、または学校教育活動に影響が出ないよう対応しております。以上です。

○10番（村越　誠君）　さっきの答弁の中で間仕切りをするということも、これ一般的にいろんな人の考えだと、いろんな意見、またそれが多いとも思うんですけども、やはり間仕切りをして、また環境を戻していく、こういったところもこれからの特別支援学級の児童生徒の対応数を広げていくには必要な場面であるんじゃないかとも考えます。特別支援学級の増加を見据えて教育委員会はいろんな対応に取り組んでいると思いますが、やはり何よりも一番、子供たちの学習環境や活動環境が犠牲になってはいけないと。これある新聞で、今プレハブが建てられていて、何をしているのかその学校に聞いたら、学級教室数が足りないからって言うけども、これは３年で、または６年でまた人員はいろいろ変更してきます。そういった中で、じゃその年に合わせてすぐ対応する必要があるのか。間仕切りのコーナーもあるし、それから生徒会室、児童会室とか、そういった空き教室もあるし、子供たちもそういったいろんなところに移動することがまた勉強でもあるし、変わっていくんじゃないかと思います。子供たちの学習環境や活動環境が犠牲にならないという考え方を教育委員会はどう思いますか、よろしくお願いします。

○教育総務部長（中村泰幸君）　お答えいたします。議員御指摘のとおり、どんな児童生徒で

あってもその環境を守らなければいけないというところでは、子供たち一人一人が安全、安心、そして快適に過ごせるような環境整備に努めてまいります。以上です。

○10番（村越　誠君）　やはりどの児童生徒も大事にして、そしてまた変えられるとか、そういったところは必要じゃないかなと思います。学校施設の維持管理について質問します。まず、予算を確保し、市が主体となって小中学校の草刈り業務を委託し、計画的な除草計画を実践している、こういった市もありますが、学校施設は市の公共施設であり、その維持管理は設置者としての責務であると思います。学校施設の草木が伸びていた、その状況を見た市民とか保護者、そして児童生徒たちはどう思うか。市民や保護者は、学校の管理不足ではなく、市の公共施設の管理の問題と受け止めるのではないでしょうか。子供たちが安全で良好な教育環境の中で学校生活を送ることができるよう、本市においても、市が主体となった環境の計画的な除草作業の委託について検討すべきではないかと思います。以前茂った草を、これはある児童が縛っちゃって、そこで児童が遊んでいるときに足が引っかかって倒れて、大けがをしたこととか、それからマンホール、用水溝の蓋が開いていたところで保護者が足を大けがをしたということもあります。こういったところの管理上、やはり除草することとか整備することは、これ教育委員会のやるべき仕事であると思うんですけども、この見解をお伺いしたいと思います。

○教育総務部長（中村泰幸君）　お答えいたします。先ほども御答弁申し上げましたが、現在学校職員と教育委員会とで役割分担しながら除草作業のほうを行っております。近年は、先ほど議員からもありましたように、気温の上昇や大雨の影響により草木の成長が速く、その対応に苦慮しているところはありますけれども、引き続き児童生徒が安全、安心に過ごせるよう学校と連携しながら、適切な維持管理に努めてまいります。

○10番（村越　誠君）　普通学級の生徒、特別支援学級の生徒、全ての生徒にいろいろ柏市教育委員会、また市全体がやっていることはすごく理解をできました。引き続き様々な問題もあると思いますけども、そういったところに取り組んでいただきたいと思います。以上で質問終わります。

○議長（坂巻重男君）　以上で村越誠さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君）　暫時休憩いたします。

午後　１時４８分休憩

○

午後　１時５９分開議

○議長（坂巻重男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、北村和之さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔８番　北村和之君登壇〕

○８番（北村和之君）　柏エナジーの北村和之です。信念は、人と命に向き合う政治です。私は、近年の政治が停滞し、発展しないのは民主党系のていたらく、特に立憲民主党にも大きな責任があると考えます。私も少し昔民主党に関わった時期があるからこそ老婆心ながら申し上げます。これまで立憲民主党は自分の足で立つことをせず、常にほかの党と組む、秋波を送るというスタンスに見えました。過去には共産党とも組み、野党共闘などと叫びながら、直近では26年間自民党との連立の公明党と中道改革連合という選挙互助会の野合を行い、衆院選で大

敗し、自民の一強多弱をつくり出しました。大敗の結果保身に走り、立憲の参議院と地方議員は合流をせず、自ら野合を証明する形になりましたが、どう考えても合流するのが筋です。ましてや当初野合との批判に政策や理念は一致すると言い張っていました。立憲の参議院や地方議員はまるで他人事のように中道批判をして、自分には何も責任がないような被害者づらをした発言も多く耳にします。一時は自民党を過半数割れまで追い込んだ有権者、国民の思いをまず一番に感じ取るのは、野党第１党である立憲民主党ではないのだろうか。なぜそこを軽んじるのだろうか。このたび公明と立憲は中道に合流せず、中道改革連合の公明議員は公明党に復党し、立憲出身議員は税金が原資の政党交付金約12億円確保のため１人だけ残し、その他の議員で新党をつくるとのこと。正直ばかにするなと言いたい。候補者本人や立憲民主党、公明党が責任を持って債務を払えばいいのではないか。有権者や日本国民は、怒りと同時にあきれているだろう。こんなことが許されていいのだろうか。こういう政治や政治家の姿が信頼されず、政治不信、低投票率につながると考えます。非合流決定後の３党党首の会見では、今後も連携をしながら中道勢力を結集し、与党に対峙していくとの発言がありましたが、対峙といいながら、地方や柏市議会でも立憲も公明党も自民党会派に対峙するどころか、ずっと結託しているではないか。福岡県議会での民主系会派の半数が不信任に対する反対動議に賛成したというのも、まさに分かりやすい例です。柏市議会に……

○議長（坂巻重男君）　北村さん、そろそろ質問にして。

○８番（北村和之君）　そろそろ行きます。長年民主系会派は役職というニンジンをぶら下げられ、清風、公明を補完する立ち位置を取ってきた。一切対峙していません。これは民主党系の弱さです。今回みらい構想会派と初めていろいろやり取りしましたが、率直に言うと内田前代表も会派としても体をなしていない。約束は守らない、ごまかす、とぼける、要は不誠実と感じました。

○議長（坂巻重男君）　質疑に入ってください。

○８番（北村和之君）　はい。立憲の１期目の議員の市政報告書には、立憲のリの字も出さず、隠しているように見えます。心から問います。

〔「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　伊藤議員。時間止めてください。

○19番（伊藤　誠君）　よろしいですか。今の御発言は、地方自治法132条に明確に反する発言があったと思いますが、議事進行に対しまして議長の整理権を求めます。以上です。

○議長（坂巻重男君）　ただいまの動議に対して賛成する方。（私語する者あり）動議じゃないの。議事進行。（私語する者あり）北村議員、質問事項に入っていないことは慎んで、質問にしなさい。進めてください。

○８番（北村和之君）　議事進行、大変正面から受け止めます。では、質問に入りたいと思います。私は、決して個人を攻撃したいとかではない……この先言いたいこともありましたが、議長や議事進行の思いもちゃんと考えながら質問に入ります。

私が一番やりたいのは、がん対策でございます。今月はがん征圧月間であり、私も議員として成し遂げたい中心にがん対策取組日本一のまち柏があります。今月28日にはゴールドセプテンバーキャンペーンとして、小児がんの子供たちを応援するため本庁舎のライトアップやレモネード販売を行うということで、本市の取組に敬意と感謝を表します。私のがん対策の問題意識の一つとして、これまで何度も申し上げてきましたが、本市では健康づくりや生活習慣改善

の取組を様々行っている中、それが実際にがんの罹患減少にどの程度結びついているのか十分に評価できていないということがあります。重要なので、何度も言いますが、１次予防はがんの罹患率減少、２次予防は早期発見、早期治療により死亡率を減少させることで、目的が違うのです。今回の質問は、本市がこれまで行ってきた健康づくりや生活習慣病対策をがんの罹患を減らすという１次予防本来の目的までつなげて、根拠に基づいて評価、改善できる政策にできないかという趣旨です。カメラお願いいたします。まず、これまでの議論の前提として、丸ポツ１つ目、ＷＨＯのがんの約40％は予防できるため、がんの１次予防は全てのがん対策において最も重要で、費用対効果に優れた長期的施策となる。丸ポツ２つ目、我が国では２次予防の健診が中心で、原因療法である１次予防については積極的に啓発を行ってこなかったことがあります。さらに、がん研究センターは、科学的根拠に基づくがん予防法５プラスワン、たばこ、お酒、食生活、運動、体重、感染対策が重要だと明言しています。カメラ次お願いします。がん対策基本法第13条では、がん予防推進を地方へ求めています。これまでの答弁を整理しますと、1次予防によるがん発症への具体的な評価指標はないとされ、食生活や身体活動、喫煙、飲酒等については健康増進計画の目標値で評価、進行管理されるとしています。しかし、私が一貫して問題としてきたのは、生活習慣改善の各取組が最終的ながん罹患率減少へのつながりとして評価できていないことです。測定されるものは管理されるという考え方があります。逆に言うと、測定されないものは管理されにくいのです。自己実現、自己管理、運動、ダイエット、学び、選挙など何事にも言えると思います。評価できなければ、今投じている資源を増やせばいいのか減らせばいいのか適切なのかも分からないはずです。カメラお願いします。国の４期のがん対策推進基本計画では、各施策と目標との関連性を明確にするロジックモデルが示されています。ロジックモデルとは、事業や施策が目的を達成するまでの論理的な因果関係や道筋を図式化した設計図です。簡単に紹介しますと、上記の網かけのある左側から個別施策とアウトプット指標、右へ中間アウトカム、そして分野アウトカム、そして最終アウトカムとあります。赤枠部分が１次予防の部分で、生活習慣改善の対策、そして感染症の制御、最終アウトカムとしてがん罹患率の減少があります。カメラ次お願いします。細かいので申し訳ないのですが、かいつまんで言うと一番左側の生活習慣から始まり、２番目の黄色いところに連なっているのが食事や運動、健康増進計画の中でも数値があります。そして、さらに右へ中間アウトカム、分野別アウトカム、最終アウトカム、つまり罹患率減少を一連の因果関係で見える化することです。現在柏市の健康増進計画には各種目標値がありますが、これをさらに精緻につなげて見ていくことが重要だと考えます。そこで、質問します。国のがん対策推進基本計画で示されているロジックモデルなどを参考に、各種生活習慣病対策、取組から中間的な変化や最終的ながん罹患率までを一連の指標として評価し、柏市版ロジックモデルを構築して、１次予防の取組を評価できる仕組みとすることが必要と考えますが、いかがでしょうか。次に、ピロリ菌です。胃がんは日本で死亡順位第４位のがんで、年間約４万人が今なお亡くなっています。がん対策では、がんのリスクそのものを減らす１次予防が極めて重要であり、国の計画でもピロリ菌は胃がんのリスクであると科学的に示されておりまして、感染対策が明確にがんの１次予防に位置づけられています。これまでの答弁では、主に次の理由で実施予定はないとされました。１、健康で無症状な集団に対するピロリ菌の除菌による胃がんの発症予防については、十分な科学的根拠が示されていない。私は、健康で無症状の集団ではなくて、リスクを分けて、リスク層別化をした対象者選定をすることが効果的だと考えます。２、市町村が公的資金で行

っているものは全て対策型検診として分類されるため、住民検査ではピロリ菌検査を行うことは不適切。これ２次予防の話で、１次予防視点ではありません。３、ピロリ菌感染率が低下の状況においては、ピロリ菌検査を行う優先度は低い。著しい低下は2000年以降に生まれた若年層などは6.6％ですけども、1940年生まれで64％、50年60％、1960年生まれで約50％、また1970年、80年でも約35から25％となお感染率は高く、対象者を絞ればなお効果が高く、多くの命が救えると考えます。カメラお願いします。これはさらっていきますが、この資料の結論は国は１次予防のピロリ菌検査を否定していないということです。これは、ちょっと興味ある方は見てください。では、次お願いします。国のホームページでも国はピロリ菌検査を受けましょうと明確に言っております。千葉県の令和７年度の調査では、県内16市町村で、対象者や事業の位置づけは自治体によって異なりますが、住民のピロリ菌感染状況や胃がんリスクを把握する取組が行われています。もちろん胃がん検診の追加検査での性格が強い自治体もあったり、全てが１次予防事業とは言えないことは認めます。しかし、検査が不適切ならば、なぜ県内だけでも16自治体がピロリ菌検査を行っているのでしょうか。一定の効果はあるとの証左だと思います。私が初めて取り上げた当時より急激に実施自治体も増えていると感じまして、この流れは加速すると考えます。そこで、質問します。２次予防視点のピロリ菌検査や胃がん検診と国やがん研究センターも示している１次予防のピロリ菌把握検査について分けて考えることが重要で、無症状な健康な集団に対する検査に固執せずに、リスク層別化による対象者選定などもしながらこの検査を行い、胃がんから市民の命を守る制度化が必要と考えますが、認識をお示しください。次に、２次予防、がん検診の自己負担無料化です。令和７年度の大幅な検診受診者の増加や受診率向上について、市長をはじめ関係各位の皆様に心より感謝いたします。本当にありがとうございました。約１万人の受診者増は単に命を救うのみならず、市民のがんに対する意識変容や行動変容にもつながり、今後年数を重ねるごとにさらに大きな効果が出てくると確信しています。質問いたします。がん検診率日本一に向けさらなる発展を目指していただきたく、なお残る課題や方策、また精密検査受診率に関してもお示しください。また、がん検診の自己負担率を30％から15％へ引き下げたことについても、簡単に狙いをお示しください。また、がん検診の自己負担を無料化することは、市民の受診率向上を図るために効果的だと思いますが、市民の命を守るため実施してほしいと考えますが、認識はいかがでしょうか。次に、グリーフケアです。グリーフケアのグリーフとは、悲嘆、深い悲しみのケアという意味であり、必ずしも人との死別だけを指すわけではありませんが、このたびの質問文脈は愛する家族や友人など身近な方を亡くされた方への支援が必要ではないかという意識です。そこで、質問します。本市のがん対策に遺族支援としてグリーフケアは明確に位置づけられていますでしょうか、認識をお示しください。データヘルス計画は割愛をいたします。次に、がん教育です。学習指導要領の改訂により小学校から高等学校までが必修化される中、子供の頃からのがん教育の重要性は高く、極めて意義があると思い、これまで質問してまいりました。令和７年度のがん対策検討会議でも外部講師を活用し教育を推進、そして体育主任を対象にがん教育の周知徹底を図り、強化を依頼している報告書を見まして、学校への働きかけを一歩強めて、前に進めようという意欲は感じられ、とても感謝いたします。私は、各学校や校長先生のがん教育への興味や理解度にかかわらず、学校で差異が出ないように教育委員会のリーダーシップを求め、これに対する答弁は最後は学校長の判断というものでした。そこで、質問します。この学校長の判断とは、外部講師の活用などの具体的手法についての判断であって、学習指導要領に位置づけられたが

ん教育そのものを行うかどうかが学校長の判断ではないという趣旨でよろしいでしょうか。これまでの質問や答弁以降本市のがん教育が具体的にどのように充実してきたのかなども短くお示しください。

次に、防災対策について。豪雨災害、教訓、学び、情報把握です。今回の千葉豪雨での教訓、学びは特にどのようなものがあったか、そして今後にどのように生かすか、お示しください。次に、ハザードマップ全戸配布です。私は、これまでも幾度も市民の命に関わるハザードマップは早期に全戸配布の必要があると訴えてまいりました。また、水防法でも洪水予報や浸水区域､避難所などの情報については印刷物の配布によって住民に周知と書かれています｡そこで、質問します。今回ハザードマップでの浸水想定区域以外の浸水はどのぐらいあったか、また今後の対応について短くお示しください。また、前回ハザードマップ全戸配布を行った2007年から19年が経過しており、近年の自然災害の激甚化などを鑑み、市民の命や安全確保、防災意識を高めるためにもいま一度全戸配布の必要性を感じますが、認識をお示しください。次に、Ｌ字形止水板提案、また止水板設置工事補助金です。以前から市民との会話の中で戸建てや飲食店、事業所への浸水の不安の声をお聞きすることがありました。何か対策を取れないものかずっと私も考えながら、江戸川区などでも行われている土のうステーションの設置なども議会で提案しました。そして、その際の答弁では、後ほど２問目でも触れますが、建設会社から土のうが届けられると、そういう事業の紹介もありましたが、ゲリラ豪雨に対応するには即時性などの視点からも不十分であり、現在は土のうよりＬ字形止水板のほうが機能的にもベターと考えております。カメラお願いします。Ｌ字形止水板とは、水圧を利用して固定する構造となっております。また、複数枚を連結して設置可能で、工事を伴わず、繰り返し使用できる、そして使い勝手がいい、少人数や短時間設置可能、金属ではないＡＢＳ樹脂、プラスチック、公共施設や水防資機材としても導入事例があります。ユーチューブなどで動画を見ても私が特に印象的だったのは、周りが海のような状態でも止水板で360度囲んだりする中で車両を守れていたような動画がありました。また、川のような流れの浸水に対してもかなり効果を発揮していました。この止水板が柏市でも個人や法人、事業者問わず、町会などでも広く活用していただけたらなと思います。カメラ次お願いします。こちらは、柏市止水板設置工事補助金制度ですが、補助される止水板は赤で囲ったところ、金属製に限られておりまして、Ｌ字形止水板は衝撃や耐性に優れたプラスチックですが、対象外のため改善を求めます。また、現状は設置工事型の止水板が対象であり、佐倉市のように取り外しや移動可能型の止水板も対象とするなど、柔軟な制度設計とすることが必要と考えます。そこで、質問します。近年工事不要のＬ字形等の止水板が普及し、熊本市や川崎市、各地で購入費の補助が進み、県内でも佐倉市が移動可能止水板を補助対象とする中、本市でも止水板設置工事への補助要件を改善して、Ｌ字形止水板等への周知と購入費補助を行い、市民の生活を浸水から守る制度としていただきたいが、いかがでしょうか。

次に、賃金スライドです。長期継続契約における賃金スライド条項ですが、私の問題意識はこの柏市の長期継続契約、主に給食調理とか庁舎管理とか清掃等の従事者の３から５年の長期継続契約では、契約期間中に物価や最低賃金、公定価格等が上昇しても賃金に反映されず、実質賃金が低下しているのではないかという問題意識です。この賃金スライド条項を求めてまいりました。過去には、個々の賃金は把握しておらず、調査はしていない。ただ、今後はちょっと調査もしていくと。また、令和７年度48件のうち予定価格超過による不調は２件だけという

ことがありましたが、入札の成立と実際に労働者の賃金が物価高に応じた適正なものになっているかというのは別問題です。カメラお願いします。こちら財務省の資料で、賃金スライド条項導入における推進の根拠となっております。新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画です。赤線部分を中心に読みますと、官公需における価格転嫁対策、労務費等の価格転嫁の徹底、物価上昇に伴うスライド対応や期中改定の徹底を求める。一番下から２番目、契約後も最低賃金の上昇に適切に対応する。長期継続契約も含め必要な契約変更を実施するとあります。質問します。長期継続契約について契約変更を行い、本市においても長期継続契約や指定管理者制度に賃金、物価上昇を適切に反映できる賃金スライド条項導入の必要性を考え、要望します。今後の方針について認識をお示しください。

次に、学校給食牛乳廃棄問題です。私は、以前の質問で小中学校で１パック200ミリリットル換算で43万個、年間で約3,000万円相当の牛乳が飲まれず廃棄されている現状に対し、環境や食育、経済的な観点からも削減の必要があり、医師の診断書なしで牛乳を停止できる制度へと見直しを求めました。答弁では、他市の事例調査や学校給食運営協議会で保護者代表の意見を聞いて対応を整理、検討するとされました。そこで、質問します。その後の調査、検討状況などはいかがでしょうか。子供と保護者が牛乳の停止について十分話し合った上で、医師の診断書なしで提供を停止できる制度とする必要があると考えますが、認識をお示しください。

最後に、使用済土について。使用済園芸用土の回収、循環制度ですが、家庭菜園やプランターなどで使用した土について市ではごみとして収集しておらず、処分に困っているという市民の声やホームセンターの園芸担当者との話を直接聞く中で、市民が処分に困らない仕組みを市民の負担を増やすことなく構築していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。現状と課題、今後の対策についてお示しください。

あと、グリーフケアについても短く、ごめんなさい、部長、御答弁お願いいたします。以上です。

○議長（坂巻重男君）　ただいまの質問に対する答弁、健康医療部長。

〔健康医療部長　小倉孝之君登壇〕

○健康医療部長（小倉孝之君）　私からは、がん対策に関する御質問、１次予防、２次予防、がん検診の自己負担無料化、グリーフケアに関する御質問４点についてお答えいたします。まず、がんの１次予防の評価の取組の検討に当たり、国のがん対策推進基本計画におけるロジックモデルを活用してはどうかについてです。柏市といたしましても、１次予防の重要性は認識しているところです。議員御指摘のロジックモデルは、施策と目標との関係を明確にし、施策の全体像を階層的に整理することで、関係者間の共通認識や進捗管理、評価がしやすくなるといった効果が期待できるものです。現状市では、このようなロジックモデルを用いた評価は行っておらず、本市の生活習慣病対策が直接がんの罹患率減少につながっているか測定する仕組みはございません。今後国のロジックモデルを含めた効果的な事業評価の手法について調査研究を進めてまいります。次に、２点目、ピロリ菌検査についてです。ピロリ菌感染が胃がんの原因となることは科学的に証明されており、ピロリ菌検査は胃がん予防の一環として一定の有効性があると認識しております。一方で、ピロリ菌検査を実施し、陰性と判定された場合、あるいは除菌治療を行った場合であっても胃がんの発症リスクを完全に否定できるものではありません。胃がんの予防効果については、除菌後もリスクが残るとされており、検査結果や除菌の実施をもって安心していただくだけでは市民の胃がんによる不利益を十分に防ぐことはでき

ないものと考えております。市といたしましては、ピロリ菌検査の実施いかんにかかわらず死亡率減少効果が国により認められている胃内視鏡検査などの胃がん検診の受診率向上に注力することが市民の生命を守る上でより確実性の高い施策であると判断しております。現時点では、ピロリ菌検査への助成を実施する考え、予定はございません。次に、３点目、がん検診受診率日本一を目指すに当たり課題や方策、精密検査の受診率に関する御質問についてです。昨年度実施いたしました登録の有無に関わらない国民健康保険加入者への受診案内文の送付、自己負担額の見直し、レディース健診の整備、啓発、受診勧奨事業の拡充などの取組から、令和７年度は５大がんの全てにおいて受診率が向上しております。また、精密検査の受診率につきましては、最新の令和６年度の実績ではいずれのがん検診においても国が目指す90％を超えているところです。令和９年度には特定健診、がん検診の受診券を一括で発送するなど、市民の利便性の向上と受診機会創出につながる取組を新たに実施し、さらなる受診率の向上に努めてまいります。次に、令和７年度に実施いたしました自己負担額の引下げの政策意図についてです。がん検診受診率向上に向け、自己負担額を委託料の30％から15％を目安に引下げをしたものです。受診率の負担を軽減し、受診しやすい環境整備の一環として実施したもので、令和７年度の受診率の向上により一定の効果があったものと評価しております。今後は、財政負担などの要因を精査しつつ、受診率の推移を注視してまいります。受診率の自己負担額完全無料化の御提案についてですが、令和７年度に実施いたしました自己負担額見直しを含めた様々な取組の結果、受診率の向上につながったものと評価しており、受診者数を基に自己負担額を無料とした場合の財政負担を試算したところ、約5,000万円増加する見込みです。限られた予算の中で費用対効果も考慮し、より効果的な施策を検討してまいります。最後、４点目、がん対策におけるグリーフケアについてです。１点目、柏市のがん対策に係る計画における遺族支援の位置づけについてですが、本市では平成23年に施行されました柏市がん対策基本条例に基づき各種がん対策を進めております。これらのがん対策の主なものは、柏市がん対策検討会議において関係医療機関にも御出席をいただきながら、毎年度がん対策の年間計画に基づき情報を共有、確認しており、御指摘のグリーフケアについても当該計画の中に記載しております。具体的には、月１回ＮＰＯ法人が主催するグリーフケアが柏市地域医療連携センターにおいて開催されており、本市は後援や会場提供という形で支援しております。これは、平成25年度まで国立がん研究センター東病院が取り組まれていたものを26年度、柏地域医療連携センターの開設に合わせて本市が引き継いだものです。また、地域の様々な場でグリーフケアに取り組む団体が増えてきております。本市では、必要とする方へこのような情報が適切に届くよう医療機関等と連携し、柏市民のためのがんサポートハンドブックなどの媒体も活用しながら、引き続き周知啓発に努めてまいります。次に、がんで亡くなった方の遺族のメンタルヘルス及び生活困難感に関する現状把握についての御質問です。本市独自にがんで亡くなられた方の遺族を対象にした実態調査は実施しておりませんが、国においてはがん患者の方が亡くなるまでの療養生活や御遺族の感情などについて調査を実施していることは承知しております。令和７年に公表された調査の結果では、多くの方は希死念慮等はなく、気分の落ち込みや物事への興味の喪失なども半数以上の方がないと答えられています。一方で、亡くなった方を慕い、会いたいと思い焦がれることは、75％の方が１回以上あったと回答しており、悲しみが急に込み上げるなどの強い感情を体験した方も60％以上いらっしゃる状況が見られます。こうした結果から、御指摘のグリーフケアの重要性がうかがえます。市といたしましては、引き続き国の調査結果も注視しなが

ら、ＮＰＯ法人が主催するグリーフケアの発信や後援、会場提供等を通じて御遺族の方への支援を続けてまいります。私からは以上となります。

○議長（坂巻重男君）　学校教育部長。

〔学校教育部長　平野秀樹君登壇〕

○学校教育部長（平野秀樹君）　私からは、がん教育について２点お答えいたします。１点目、学校でのがん教育の実施状況についてでございます。がん教育は、市内全ての小中学校において、学習指導要領に基づき保健分野において生活習慣病を扱う単元でがんの理解と予防の学習を行っております。なお、外部講師を活用したがん教育の実施につきましては、学校長が判断しており、議員の御認識のとおりでございます。２点目、外部講師の活用状況についてでございます。より専門的な知識を有する薬剤師や医師などの外部講師を活用した授業につきましては、令和７年度におきましては小学校23校、中学校６校で実施しております。引き続き外部講師の活用を含め児童生徒、保護者の理解促進に向けた情報発信など、がん教育の推進に努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君）　危機管理部長。

〔危機管理部長　熊井輝夫君登壇〕

○危機管理部長（熊井輝夫君）　私からは、豪雨災害、教訓、学び及び情報把握とハザードマップの全戸配布についてお答えいたします。令和８年８月千葉豪雨では、本市においては１時間当たりの最大雨量92ミリメートルを記録し、９月10日時点で人的被害７件、土砂災害２件、住家被害288件、道路橋梁被害215件の被害を確認しております。このような被害に対し、今後防止するためにどのような対策が有効かなど検証を進めてまいります。現時点においては、令和６年に作成した内水ハザードマップの浸水想定と実際の被害状況との関係、短時間における猛烈な降雨により発生した冠水箇所への注意喚起や冠水時の侵入防止対策や市による早期の避難判断及び避難行動を後押しする情報発信の在り方などについて検証、検討を行っていく必要があると考えているところでございます。次に、情報把握についてお答えいたします。本市では、令和５年度からエックスやインスタグラムなどのＳＮＳツールによって発信される被害情報や避難者情報などをＡＩを使って即座に収集、整理することが可能なシステム、ファストアラート及びそれらの情報に加え、通報や職員による現地確認など情報の収集、管理、発信を一元的かつ迅速に行うための柏市災害情報システムの運用を行っているところでございます。令和８年８月千葉豪雨におきましても本システムを活用し、各部署で把握した情報を防災、道路、下水道、河川、消防等の担当部局がリアルタイムで確認して、判断、現場対応につなげる運用を行いました。今回の豪雨では1,300件を超える情報を集約しており、これらの情報につきましても検証の対象とし、今後の体制の強化につなげていきたいと考えているところです。いずれにいたしましても、千葉豪雨での災害対応についてしっかり検証し、今後の災害対応に生かしてまいりたいと考えております。次に、ハザードマップの全戸配布についてです。本市のハザードマップにつきましては、紙母体とウェブ版で洪水ハザードマップ、内水ハザードマップを公開しているところでございます。そのほか、ウェブ版では地震に関する防災ハザードマップを公開しているところでございます。紙母体へのハザードマップにつきましては、転入者への配付、地域の防災講習会等での周知に加え、本庁舎及び各近隣センターの窓口でも配付しているところでございます。議員御提案の紙母体による全戸配布につきましては、今回発生した令和８年８月千葉豪雨による被害状況などの検証を行った上で、内水ハザードマップを今回の雨

の降り方に合わせた見直しを行うとともに、より分かりやすく情報を記載する方法等検討してまいりたいと考えております。また、併せて全戸配布につきましても改めて検討を進めてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君）　土木部長。

〔土木部長　内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君）　私からは、Ｌ字形止水板についてお答えいたします。浸水被害を軽減するためには、河川や雨水管等の整備といった公助に加え、市民一人一人が自らの生命や財産を守るための自助の取組を進めることも重要であると認識しております。本市では、土のう配布のほかに令和５年度から柏市止水板設置工事補助金を実施しており、過去に浸水被害があった区域等を対象に止水板の設置工事費の２分の１、上限50万円を補助しております。議員御提案のＬ字形止水板については、建物の出入口等に設置することで浸水の流入を抑制する手段の一つになるものと認識しております。しかしながら、現在の補助制度は浸水に耐え得る丈夫な金属製で、繰り返し使用できる止水板を補助対象としていることから、樹脂製のＬ字形止水板は補助対象とはしておりません。しかし、今回の豪雨でもお問合せを多数いただいており、先進市の事例等も参考にしながら、現在の補助制度運用における課題を整理して、補助対象の拡充について検討してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　財政部長。

〔財政部長　恒岡厚志君登壇〕

○財政部長（恒岡厚志君）　私からは、長期継続契約における賃金スライド条項導入についての御質問にお答えいたします。まず、賃金水準の変動を反映するスライド条項導入の検討状況についてですが、導入に当たりましては市の設計額及び受注者の見積額のいずれにおいても人件費の額が明確になっていることが必要です。そのため、毎年実施しております労働環境調査におきまして、人件費の割合が高い業種を対象に適正な賃金単価の確認に加え、業務における人件費の割合に関する質問を新たに設け、その内容を確認しているところです。これに加え、長期継続契約などの複数年に及ぶ業務委託については発注部署が作成する次年度の概算計算書及び受注者の参考見積りにおいて労務費の額を明確にするよう求めており、市と受注者の積算額を比較し、実態を把握するようにしております。今後の方針についてでございますが、議員の資料掲示にもございましたが、国からは官公需における適切な価格転嫁の実現に向けた取組の加速化に関する通知も示されておりますので、契約内容の適正な履行確保のため物価高騰の影響を適切に反映できる仕組みが求められていることは、十分に認識しております。このことから、発注部署及び受注業者にお示しする入札時の積算の考え方とともに、予算に反映させるための方策についても整理してまいります。引き続き急激な経済社会情勢の変動にも対応し得るよう全庁で取り組んでまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　教育総務部長。

〔教育総務部長　中村泰幸君登壇〕

○教育総務部長（中村泰幸君）　私からは、学校給食の牛乳に関する御質問にお答えいたします。飲用牛乳の停止方法につきましては、現在食物アレルギーや乳糖不耐症など健康上の理由がある場合を対象とし、原則として医師が作成する学校生活管理指導表や診断書の提出に基づき対応しております。また、体質や個別の事情により飲用することが難しい場合につきましては、診断書の提出の有無にかかわらず、学校と保護者が協議した上で停止するなど、弾力的な

運用も行っているところです。そこで、御質問の飲用牛乳の提供停止に係る現在の検討状況についてですが、本年８月に開催した学校給食運営協議会において学校や保護者の代表者から意見を伺うとともに、児童生徒の牛乳の飲用状況の調査及び近隣市の対応状況等も踏まえ、これまで必要としてきた診断書の取扱いについて検討いたしました。その結果、体調不良等による停止につきましては診断書の提出を求めず、学校給食停止再開届の提出により対応できるよう運用の見直しを進めているところです。なお、食物アレルギーによる停止につきましては、児童生徒の安全を確保するため医師による診断や指示を確認した上で対応する必要があることから、現在と同様に学校生活管理指導表を提出いただくこととといたします。今後は、保護者の皆様により分かりやすくお伝えできるよう取り組んでまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　環境部長。

〔環境部長　稲荷田修一君登壇〕

○環境部長（稲荷田修一君）　私からは、使用済園芸用土の回収、循環制度についてお答えいたします。現在本市では、園芸用土を含む土については家庭ごみの収集対象とはしておりません。これは、土については廃棄物処理施設における処理の対象としていないことによるものです。一方で、使用済みの園芸用土を可能な範囲で回収、再利用し、資源の循環につなげるという考え方は、家庭菜園や庭造りなど土に親しみたい市民が廃棄方法に悩むことなく取り組める環境を整えることにもつながるほか、資源循環を進める観点からも意義があるものと認識しております。また、一部の自治体では拠点回収を行い、必要な処理を加えた上で市民に配付をしていることも承知しており、民間事業者においても園芸店やホームセンター等による回収や回収した土を再生して再利用につなげる取組などが見られています。こうした仕組みは、市が直接収集、処理する方法とは異なる回収方法や資源循環の在り方を検討する上で参考になるものだと考えております。一方、市の事業として回収し、循環利用するためには、重量がある園芸用土を収集する作業への影響や収集運搬経費に加え、再生処理を行う設備や委託先、再生した土の品質管理、保管場所、利用先の確保など実務上の課題を総合的に検討する必要がございます。こうしたことから、本市としましては現在のごみ処理体系を基本とし、市による園芸用土の回収を実施することは現時点において想定しておりませんが、市民が家庭菜園や庭造り等に取り組みやすい環境づくりや資源循環の推進は今後の対応を検討する上で重要な視点であると認識しております。このため、今後他自治体における回収、処理の実態や民間事業者による取組、費用負担、利用先の確保などについて情報収集を行い、本市の処理施設や実情に適した対応の在り方について調査研究を進めてまいりたいと考えます。私から以上です。

○議長（坂巻重男君）　第２問、北村和之さん。

○８番（北村和之君）　では、早速、環境部長、ありがとうございます。今市としての使用済園芸用の土などの回収は行うことは想定していないという話だったんです。それはそれで理解しました。今可燃ごみとして出せない状況でもありますし、つまり一言で言うと園芸用の土、処分方法がないというか、そういう状況なんですね。私もホームセンターの園芸担当の方と話していて、そういう問題があるというのを知って、自治体によっては小規模であれば市民が持参すればそれを引き取ったりする自治体もあったりとか、清掃事務所で回収したり、あとホームセンターとの官民連携とか販売店による回収とか、そういうことが行われているんですけども、やはりこういう実際は出す方法がないということで、可燃ごみにちょっと交ぜちゃったりして出している方も多いみたいなんです。でも、それは違法というか、駄目なことというふう

に柏市は言っているんだけど、そういうことをさせちゃっている状況というのはあると思うので、これから、相談させてもらったときも担当課の方は大変理解を示していただきながら話を聞いてくださったので、今後、先ほど答弁にもありましたが、どういうやり方がいいのか、回収制度をつくったり、官民連携をしたり、いずれにしてもこの課題を一緒に乗り越えられるように考えさせていただきたいと思いますし、どうぞよろしくお願いします。ちょっと一言もらってもよろしいでしょうか。

○環境部長（稲荷田修一君）　ありがとうございます。使用済みの園芸用土に関しては、市の焼却施設で処理などは行っていないので、やはり再利用とか循環制度に乗っけていくということになるんだと思いますけれども、ほかの自治体や民間企業で、先ほど答弁しましたが、やっている事例もあるので､情報収集しながら少し検討させていただきたいと思います｡以上です。

○８番（北村和之君）　お願いいたします。関連するんですけども、土のうの配布、ちょっと部署は違うかもしれませんが、柏市は今回の豪雨みたいなときに土のうの配布を行っている。土のうというのは土ですから、やっぱり使ったら汚染もされますし、またＬ字形止水板の、簡易止水板の話にもつながるんですけど、今回の話って。やっぱり土のうの配布、柏市のホームページから見ますと、一定の条件の下で土のうを配付しておると。土のうの大きさは重さは１袋当たり10キロから15キロ、そして申請方法は市役所が開いている開庁時間だけ。ゲリラ豪雨などには対応できない。そして、各戸に業者がお届けすると。市による土のうの回収は行っていないというときに、今回の園芸用の土のときもそうですけども、じゃその汚染された土は一体どこに行くんだと。どういうふうに処分しているんだと。それも大量なときに。私はそこに問題があると思うし、市としては適切に処分をしてくださいって土のうの配布の事業に関しては言っているけども、園芸用土のところに関してもないというのは一つのこれからの前に進む課題を乗り越えるためのチャンスだと思いますので、この辺りを担当部署や、また部署を超えて関係部署とぜひ整理をして、今回の災害にも関わる土のうでもありますし、こういう実際緑をつくるまちづくりとか家とか、それは規模はありますよ。プランターみたいな土からちょっと少し中規模のお庭の土とか、こういうところをやっぱりしっかり考えていただきたいなと思います。

　その点で次の質問行きます。Ｌ字形止水板でございますが、この制度、土木部長、拡充していくということですけども、ぜひそれはやっていただいて、感謝いたします。どうぞよろしくお願いします。Ｌ字形止水板だったり、簡易止水板が使えるようにしていただきたいし、また本当に土のうよりも使い勝手がよかったり、即時性もあったり、かなりいいんじゃないかなと思うので、市民や法人、また町会、自治会などにも周知、案内をして、もっと言うと補助制度なども使えるようになれば私はいいのかなと思います。土のうから切り替えるんだったら土のうの土という問題も乗り越えられるかもしれないし、そんな簡単なものじゃないのかもしれませんが、ちょっと今、すみません、市民生活部長や土木部長に関わる部分でお答えが難しいかもしれませんが、このＬ字形止水板の周知、そして普及に向けて何か一言、補助制度の拡充も含めて何かあればおっしゃってください。

○土木部長（内田勝範君）　お答えいたします。Ｌ字形止水板につきましては、議員御紹介のとおり、一定程度の浸水を妨害する、除くことができる機能を持っているというふうな形で考えております。一方で、設置の仕方によっては、ちょっと軽いものですから、流されたりという形なので、こういった使い方も周知する必要があるのかなとは考えております。いずれにし

ましても、第１問でもお答えしましたように、現在の補助金の在り方の中でそういった様々な止水板であったり、そういった補助制度をちょっと再度他市の事例なども研究しながら、制度設計を見直していきたいと考えております。以上です。

○８番（北村和之君）　Ｌ字形止水板が流されるとおっしゃいましたけど、あれは流されないと思います。水圧で固定されるという仕組みですから、なかなか流されないし、いろんな動画見ても。私も流されるような止水板を案内はしていないですので、ちゃんとそういう効果なども見極めながらぜひ制度の拡充も含めてお願いをいたします。そして、ハザードマップの全戸配布も私もずっと求めてきたんですけど、やはりこういう何か豪雨があったりとか、政策の窓が開くなど行政学で言いますけど、こういう何か問題が起きないと政策が進んでいかない。ただ、その中でも全戸配布は検討していただけるということだったので、今新たな浸水区域以外の浸水などもあると思いますから、ぜひアップデートしていただいて、早期に市民の命を守るためにハザードマップの全戸配布をお願いいたします。それは答弁結構です。

また、長期継続契約における賃金スライド条項ですが、結論から言うと物価高に応じた適正な賃金となるように全庁的に取り組んでいただくということで、本当に感謝を申し上げます。柏市が初めてやるわけじゃなくて、以前もお調べいただいたような先進自治体も、墨田区とかだったりありますので、ぜひそういうところを含めて働く方々、市から業務をお願いしている仕事ですので、皆様のやっぱり賃金を上げていただきたい。コロナ後から柏市もいろいろな物価高対策だったり、いろんな対策をお金の面でも行ってきたと思いますので、こういうところでやっぱり対応するというのは誰も困らないし､みんなが喜ぶ､感謝される政策だと思います。ありがとうございます。

牛乳の廃棄問題でございますが､今回医師の診断書なしで牛乳の停止をできるということで、本当にありがとうございます。皆様の子供たちに寄り添ったり、こういう課題を乗り越えようという意識に感謝いたします。一言だけ。今回は単なる嗜好による自由選択ではなくて、子供たちに継続的な負担、身体的不調とか不快感とか心理的な負担とか、飲み続けることが大変な場合に子供と保護者が話し合った上で判断し、柔軟に牛乳を停止できる制度ということでよろしいでしょうか。短く御答弁いただければと思います。

○教育総務部長（中村泰幸君）　お答えいたします。嗜好というところまでいくとなかなか踏み込めないところ正直ございますけれども、単純に診断書が出る、出ないとかじゃなくて、やっぱりそういう体に症状がどうしても出てくるといったり、あとは前回答弁でもあったかもしれないですけど、宗教上の問題であったりとかという、こちらから見たときにやむを得ないというような判断をするものについては停止届、再開届ということで対応していく、そんな考えでおります。以上です。

○８番（北村和之君）　ありがとうございます。

では、健康医療部長、時間がないとこ申し訳ありません。ピロリ菌に関してやはり実施予定はないということですけども、これまで積み重ねていただいた答弁、例えば健康で無症状な集団に対するとかいうところを層別化したりとか、リスクによって分けていく。例えばピロリ菌の感染率の低下というのが2000年以降生まれだったら6.6%、それ以外だったら結構高いとかいうことを踏まえると、40歳とか45歳とか50歳とか、今までピロリ菌の除菌をしたことない方とか、そういう方を対象に制度設計を考えていくというのも一つのやり方と考えますが、御認識はいかがでしょうか。

○健康医療部長（小倉孝之君）　お答えいたします。今議員御指摘ございましたとおり、２次予防の対策型検診としては、国の見解としては住民健診でピロリ菌検査を行うことは不適切としているところなんですが、実際に幾つかの団体で対策型検診、胃がん検診とセットでとか、特定健診とセットでという形で実施している団体もございます。あと、議員が今御説明ありました年齢が高い方、団体によりましては40歳以上で５歳刻みで実施していると、そういった事例もございますので、こういった事例を引き続きチェックしながら調査研究してまいりたいと思います。以上です。

○８番（北村和之君）　ありがとうございます。よろしくお願いします。１次予防か２次予防かというところは、この際置いておいて、県内でも16市町村でもピロリ菌検査やっていますし、どういうふうにすれば、ピロリ菌が胃がんの原因であることは根拠としてあるんだから、胃がんにならなくて済む方法を少しでも高められるかという視点で柏市も取り組んでいただきたいと思いますし、私もめげずに今後も取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。１次予防の評価、ロジックモデルでございますが、国としてもこういうことを示している中で、柏市もなかなか評価の専門家だったりもいないかもしれないですし、しっかり１次予防の生活習慣病対策の取組が罹患率減少につながっているかどうかというところを評価していただきたいというのが私の今回の一番の趣旨でございますので、やはりここを諦めないで目指していただきたいし、場合によっては今いる健康増進計画の委員だったり、健康福祉部会というのですか、の委員だったり、政策アドバイザーに評価の専門家を入れたりして、何とかここを皆さんの今やっていらっしゃる本当に取組をがん予防というところでちゃんと評価できるようにしていただきたいと思いますが、御認識をお示しください。

○健康医療部長（小倉孝之君）　お答えいたします。議員御指摘のとおり、審議会の委員には政策評価をする専門家の委員は入っておりません。一方で、今の増進計画は行動計画、事業計画におきましてそれぞれの活動指標や成果指標などを位置づけております。議員御指摘の１次予防は罹患率減少、２次予防は死亡率減少を最終的な目標にするといったところがございます。なかなか市では入手できない情報などもございますが、確かに御指摘の部分ございますので、評価に当たりましてはそういった知見を活用しまして、できるだけそういった情報を取りながら評価できるように進めてまいりたいと思います。以上です。

○８番（北村和之君）　大変ありがとうございます。最後に、がん検診の自己負担無料化でございますが、令和７年度30％から15％に下げたというのは、やっぱり受診率向上を狙ってということだと思いますので、そういう視点でいえば自己負担をゼロにして、さらに受診率を上げながら様々なやり方ですよね。自己負担をゼロにして、間口を広げて、無料化だけでなく検診方法や受診勧奨とか時間、場所、予約情報とか子育て、働く世代など、受診環境整備と併せて障壁を取り除いて受診率向上を図ること、決して自己負担無料化が目的じゃないと思いますが、いかがでしょうか。進めていただきたいと思います。

○健康医療部長（小倉孝之君）　お答えいたします。議員御指摘のとおり、自己負担額の無料化だけではなく、受けやすい環境等も非常に大事だと思っておりますので、引き続き来年度以降も受診券の一括発送などの取組も実施いたしますので、取組を進めてまいります。以上です。

○議長（坂巻重男君）　以上で北村和之さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君）　暫時休憩いたします。

午後　３時休憩

○

午後　３時１１分開議

○議長（坂巻重男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、林紗絵子さん。(「頑張れ」と呼ぶ者あり)

〔16番　林　紗絵子君登壇〕

○16番（林　紗絵子君）　市民ネットワーク・かしわの林紗絵子です。通告を一部割愛して、質問いたします。まず、災害対策について伺います。甚大な被害をもたらした千葉豪雨では、本市の被害も大きく、道路冠水で自動車に閉じ込められた方が亡くなったこともショックでした。私の自宅の周辺道路も冠水し、故障した車が１台道路を塞ぐ状態が２日ほど続きました。その道路にすり鉢状になっている部分があることを私は知っていましたが、一見高低差は小さく、抜け道として使う多くの人は冠水を予測できなかったと考えます。冠水しやすい道路については、日頃から市民への注意喚起が必要です。１点目、本市では冠水しやすい場所についてはどのように把握しているのか、お示しください。今回本市では道路冠水によって30台以上の車両が故障し、立ち往生したと聞いていますが、被害の出た場所を地図上にプロットし、今後も注意が必要な場所として被害状況を見える化してはいかがでしょうか。２点目です。本市は内水ハザードマップを公開していますが、ハザードマップは詳細で情報量が大きいため、運転者がどの道路に気をつけるべきか簡単に確認するという目的には向きません。一方、国交省は道路冠水注意箇所マップを作成していますが､国道などの大きな道路しか対応していないため、市民が日常的に利用する生活道路の情報は載っていません。掲示をお願いします。こちらは、千葉市地下道冠水情報システムです。千葉市が管理する地下道13か所の冠水情報がリアルタイムで分かるようになっています。本市でも道路の冠水危険箇所を示す運転者向けの分かりやすい注意喚起ができないでしょうか。掲示終わります。３点目です。大雨の際、本市では土木部が手分けして冠水危険箇所をパトロールしたり、通報があった場所の交通規制をかけたりしています｡国交省は､今月全国の国道７か所のアンダーパスで予防的な通行規制を導入しました。先日紹介されたエア遮断機のような例も含め､予防的な交通規制の検討状況をお示しください。

次に、公共施設の調理機能について伺います。近隣センターの改修の方針が市民ワークショップを主体とした大規模なリノベーション事業から範囲の限定されたリフォームに変更され、多くの近隣センターの改修が始まることが示されました。しかし、利用率が低いからと調理室が廃止、縮小されていくことに懸念があります。市内31団体が連携する柏市こども食堂連絡会からも、近隣センターを利用している子ども食堂の意向を聞き取って計画に反映することや近隣センターの改修には最低限の調理機能を保ってほしいという要望が出されています。１点目です。今議会に上程された議案第３号は、西原近隣センターの料理実習室を多目的室に変更する内容です。調理機能はなくなり、小さな湯沸かし室が残されるのみとのことですが、柏市こども食堂連絡会からの要望についてどのように検討しているのか､お示しください｡２点目は、防災面から見た調理機能の維持です。資料をお願いします。こちらは、パレット柏の多目的スペースです。災害時の避難所運営における炊き出しへの活用も見込まれることから、近隣センターの改修においては調理室をシステムキッチンつきの多目的室に変更するなど調理機能は残す方針だと以前聞いたため、私はこのようなイメージを持っていました。掲示終わります。し

かし、柏市防災計画には炊き出しについての記載はほとんどなく、炊き出しの場となる公共施設の調理機能についても量的に、質的にどう確保するのか特に位置づけられていません。西原近隣センターの改修に当たっても、調理機能の維持については重視されなかったのでしょう。本市では避難所における市民による炊き出しと公共施設の調理機能の維持についてどのようにお考えか、お示しください。

次に、市民要望の反映について伺います。行政運営には日々市民から様々な御意見をいただくと聞いています。中でも市民団体などから要望書をいただくことがあると思いますが、この受付や対応について本市では統一的なルールがありません。市長に宛てた要望書を秘書課で受け取った場合や広報広聴課で受け取ったものは、内容によって担当部署に振り分けられているようですが、対応や回答については各部署に任せられ、その後どのような取扱いになるのか担保されません。ましてや担当部署に直接届けられる要望書は、どのような扱いをされているのか疑問です。回答を求めることを明記していなければどこの部署でも回答していないことが多く、担当部署が要望を少しでも検討したのか放置しているのか全く分かりません。すぐに返答ができないような御意見についても、どの部署が担当して、いつまでに検討するのかについては明確にし、一定期間の後何らかの回答をしていただきたいと思います。市議会に請願をする場合は、手続にのっとって提出され、審査と結果通知までの流れが公開されています。本市が行政として受け取る要望書についても提出に必要な要綱を定め、受け取った後のフローを統一し、回答までを一連の流れとして管理すべきではないでしょうか。

次に、熱中症対策と工事発注について伺います。資料お願いします。年々ひどくなる夏場の暑さに気候変動の影響を感じます。近年熱中症の救急搬送数もどんどん増えていて、夏の暑さが命の危機につながっていることが明らかです。このような中、昨年６月から改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が義務化されました。次お願いします。ＷＢＧＴ値や気温が一定以上の環境で連続して１時間以上、または１日当たり４時間を超える作業が見込まれる場合、事業者には報告体制の整備、重篤化防止手順の作成、関係者への周知などが義務づけられ、熱中症予防対策が求められています。本市における工事発注においても、事業者が熱中症対策を行うことにより工期への配慮や安全対策費の上乗せなどが求められるかと思いますが、本市ではどのように対応しているのか、お示しください。掲示終わります。特に現場作業員が日給制や日給月給制の場合、作業日が減ると収入が減ってしまうため、無理をしてでも短期間で終わらせたいという心理が働くと聞いています。本市が熱中症対策を考慮して発注しても末端の下請企業で対策が徹底されず、現場の対応がおろそかになっていないか心配されますが、いかがでしょうか。

次に、柏中学校区義務教育学校について伺います。今定例会に上程されている議案第17号は、柏中学校区義務教育学校の外構工事の請負契約の締結についての承認を求めるものですが、適正規模の学校を統廃合することにより、文科省の設定する標準で適正な規模から著しく逸脱する過大規模校をつくり出すことは容認できません。資料お願いします。先月公表された公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引改訂版には、大規模校について見られる課題７点が挙げられています。文科省は、このような課題が生じないよう十分な教育的配慮を加えることが必要としていますので、十分な教育的配慮について真剣に考えるべきです。先日の質疑の中で比較的大きな学校のヒアリングをし、課題があることも把握しているとの答弁がありました。どのような課題があるのか、その不具合を補うために現場教職員がどのような工夫

や対応をしているのか、子供や保護者からはどのような声があるのか調査されたのでしょうか。２点目です。次お願いします。３月に３校の子供たちへ義務教育学校計画の概要を説明した後、アンケート調査が行われました。ここでの説明はやはりメリットを強調するものと感じましたが、それでも回答者のうち10.9％があまり楽しみにならなかった（魅力に感じなかった）としています。次お願いします。開校時には既に卒業している学年の子供がいることもありますが、やはり母校がなくなることや通学距離の延伸、工事の影響などを不安に思う子供が一定数いることが気になります。自由記述でも柏第一小学校や旭東小学校の跡地がどうなるのかという疑問、樹齢100年を超えるイチョウを残してほしいという要望などが見られますが、教育委員会からの回答はまだ決まっていません。皆さんの意見を聞きながら丁寧に進めますといったものが多く、これで子供たちは納得するのかと疑問に思いました。掲示終わります。今後子供たちとの対話はどのように続けていくつもりなのか、お示しください。次に、ＰＴＡの任意性の確保について伺います。先日市内小中学校のＰＴＡについて入退会規定が設けられているのかを確認したところ、少しずつ改善されているものの、いまだ強制加入状態が疑われる学校もあることを残念に思いました。ＰＴＡは独立した社会教育団体であることから、その運営や活動はコンプライアンスの確保を前提にできる限り会の民主的な自治に委ねられるべきであると考えますが、子供の成長とともに会員が毎年替わるという特殊性があり、各校の本部役員は一、二年の交代制であることを勘案すれば、教育委員会からの積極的な提案も必要です。１点目、ＰＴＡの任意性を確保するため教育委員会は十分な働きかけをしているのでしょうか。資料お願いします。こちらは、ある小学校の10年以上前の周年行事の会計報告です。共働きが前提の現代、ＰＴＡ活動は合理的に人的負担や経済的負担を減らし、会員が主体性を持って活動してほしいと考えますが、周年行事費の負担がＰＴＡに偏っている学校も多いのではないでしょうか。この報告では、周年行事のうち記念誌作成費などの一部が公費負担ですが、多くがＰＴＡ会費の積立金から支出されています。現在は、記念品に対する補助金もないそうです。掲示終わります。２点目、周年行事におけるＰＴＡの費用負担について現在の状況をお示しください。コロナ禍に周年行事を中止した学校がありましたが、教育の一環として行っているのであれば、周年行事自体の在り方を各学校任せにせず、教育委員会全体で見直すべきではないでしょうか。

次に、ウオーターＰＰＰについて伺います。前議会では、市が進めようとしているウオーターＰＰＰについて住民説明会を開催してほしいという請願が提出され、賛成多数で採択されましたが、市はまずかしわ上下水道だよりの全戸配布をすることで多くの市民へ理解を広げようとしています。今月発行されたものは、管路の老朽化の問題とこれまで行ってきた包括委託について、また今後取り入れる予定のウオーターＰＰＰについて簡単に説明する内容でした。資料お願いします。こちらは、建設経済環境委員会の閉会中審査の資料の一部です。ウオーターＰＰＰを取り入れる部分の説明は見やすくまとまっていますが、本当はかなり大きい規模であるはずのその他の部分の説明が薄いからか、実際の業務量や予算規模のイメージが湧きません。上下水道事業全体を見通した上でウオーターＰＰＰを取り入れる部分の業務量や予算規模を見ていかないと、言葉だけでは誤解を生みそうです。市民が正しい情報で判断するための説明がまだ足りていないように思います。１点目、市が検討するウオーターＰＰＰについて、上下水道全体の中での業務量や予算規模についてお示しください。掲示終わります。２点目です。現在の下水道包括民間委託は、５年ごとにずらしながら調査、改修を行うことで市のチェック機能を強めていたと説明されています。10年の長期契約を導入することには不安を感じますが、

いかがでしょうか。３点目です。同様に10年の長期契約が委託事業者の固定化や事業の独占につながることを懸念していますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、議案第39号について伺います。放課後等デイサービスと生活介護及び就労継続支援Ｂ型事業を運営する一般社団法人に介護給付費の不当利益返還金3,770万円の支払いを求める訴えの提起の議案が提出されたのは、2025年３月の議会でした。資料お願いします。旧法人の運営する事業所には、ふだんは介護老人保健施設に勤務する看護職員が月に数時間のみ勤務していましたが、コロナによる緊急事態宣言が発令された2020年４月からその看護職員が複数の施設での勤務を禁じられたことにより看護師未配置が始まりました。職員全員がワクチン接種済みなら複数の施設で勤務してもよいとされた後、一時的に看護職員が勤務できていた月もありましたが、職員、利用者からの陽性者、濃厚接触者が出るなどして度々閉所を余儀なくされたこともあり、結果的にトータルで２年半以上看護師の未配置になりました。介護給付費は、看護師配置加算を含めて事業者に支払われていたため、市は人員欠如減算を適用し、その間の介護給付費の一部の返還を求めました。このような事態が発生しないよう、厚労省は2020年２月、看護体制加算など一時的に介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合に給付費の減額措置を適用しないことを可能とするといういわゆる臨時的な取扱いの通知を出しました。本市は、厚労省からのコロナ関連通知を詳しい説明もなく、各事業所にただ転送していました。事業者は、この臨時的取扱いの通知を読んだことで未配置を理由に減額措置はないと考え、無理に新たな看護師を探すことよりも支援員を十分確保することを優先して、コロナ禍の運営を行っていたそうです。2020年、2021年は世界中がコロナに翻弄され、普通の暮らしに戻ることが許されない社会状況でした。千葉県でも緊急事態宣言や蔓延防止措置が繰り返され、生活が大きく制限されていました。2022年以降はコロナの致死率が下がる一方で、感染自体は大きく拡大し、この事業所も度々陽性者が出て、閉所しています。このような状況から、厚労省はコロナが５類になる2023年５月以降も臨時的取扱いが有効であると改めて通知しています。コロナ禍の障害福祉事業所を救済しようとした臨時的取扱いの趣旨を鑑みれば、また全国的に看護師未配置が発生した事業所が多数見られたことからも、本市はそもそも給付費の減額措置を適用するべきではなかったと私は考えます。１点目、コロナ禍にはこの事業者以外にも本市が人員欠如減算を適用した事業者が多数ありましたが、なぜ本市はどこにも臨時的取扱いをしない厳しい態度を取ったのでしょうか。また、本市は事業所の看護師未配置を2023年２月の実地指導まで把握していませんでした。2020年は、感染拡大防止を理由に実地指導を行いませんでした。2021年の実地指導はちょうど職員に感染者が出てしまったため、事業者から延期の要請がありましたが、それに対して年度内に市からの返信はありませんでした。なぜ本市は延期して実地指導を行わなかったのでしょうか。なぜ延期を望む事業者に何も返答しなかったのでしょうか。その後2022年の実地指導も利用者と職員に陽性者が出たことから延期され、ようやく行われた実地指導が2023年２月です。本市がコロナ禍でも通常の実地指導を行っていれば、ここまで長期間の看護師未配置は発生せず、市が臨時的取扱いにしてくれないことが後から分かったとしても、一括で返せる返還金になったでしょう。本市が通常の業務を行えなかった社会状況であったにもかかわらず、事業所の人員欠如には臨時的な取扱いを認めない判断は矛盾しています。そもそも障害福祉事業所は、基本報酬のみでは運営できません。人員配置や重度者支援などに様々な加算があって初めて運営が回る制度設計になっているので、不当利益だから返せといっても事業者に一括で返還できる余裕はありません。それでもこの事業者に

返済の意思がないわけではありませんでした。市から提出を求められたため、2023年３月、事業者は自分たちで何とか返せると考えた長期の返済計画を提出しましたが、それを基に市が相談に乗ってくれることはありませんでした。本市は、事業者が弁護士を立てたせいで直接相談支援ができなくなったと言っていますが、看護師未配置が把握されてから事業者が弁護士を立てるまで１年以上の期間があります。この間に市が事業者側にしっかり寄り添い、相談支援をすれば、返済の意思があった事業者を訴える必要はなく、事業者も弁護士を立てなかったでしょう。３点目です。本市は分割返済計画を出すことで返済の意思を見せていた事業者に対して一括返済を求め、一括返済ができずに困っていた事業者を訴えたという理解でよいのでしょうか。市に訴えられ、敗訴した事業者は、それでも利用者の居場所を失わないようにと旧法人の事業を停止し、新法人を立ち上げて、運営を続けました。そして、旧法人から債務を取り立てられなくなった市が新法人を訴えようとするのが今回の議案です。掲示終わります。事業者は、看護師未配置が発生した早い段階で、あらかじめ市に相談をすべきだったと思います。旧法人を停止して、新法人を立ち上げたという手法も債務逃れと非難され、よい対応とは思えません。しかし、彼らはコロナ前には何ら問題なく市の障害福祉政策を支えてきた事業者です。コロナ禍に翻弄され、思うような運営ができなかったとき、なぜ柏市は彼らを支援しなかったのでしょうか。厚労省の通達どおり臨時的取扱いを認めて、減算措置をしなかった自治体もあるのに、簡単に返還できない額の一括返済を求めて訴えることで事業者を追い詰めた柏市は、福祉の増進を担う行政として対応を間違っていないでしょうか。この上、新法人と役員を訴えて勝訴すれば、柏市は債務を回収できるかもしれませんが、法人が運営する事業所は潰れ、利用者は居場所をなくすでしょう。４点目です。公務員は日本国憲法第15条で全体の奉仕者と定められており、利益追求ではなく、公共の福祉の増進や社会全体の利益を目的として職務を遂行しなければなりません。議案第39号の訴えの提起は、これに沿っているでしょうか。以上で１問とします。

○議長（坂巻重男君）　ただいまの質問に対する答弁、染谷副市長。

〔副市長　染谷康則君登壇〕

○副市長（染谷康則君）　初めに、豪雨災害の被害状況、そして被害状況の見える化についての御質問についてお答えをいたします。冠水しやすい場所の把握につきましては、内水ハザードマップによるものに加え、過去の冠水履歴や地形的な低地部分を基に道路冠水が想定される箇所を把握し、県、国の道路管理者とも連携し、危険箇所の情報共有に努めているところでございます。令和８年８月千葉豪雨における道路冠水により最大で31台の車両が道路上等で故障、立ち往生し、所有者がその場に放置せざるを得ない状況が発生をいたしました。議員御提案の道路冠水の発生箇所をプロットしてマップ化することにつきましては、放置された車両が発生した箇所に加え、通報や職員確認等により市が把握した道路冠水の情報につきましてもマップに記載し、分かりやすく市民や関係機関にお伝えできるよう工夫してまいりたいと考えております。

次に、公共施設、近隣センターの調理機能に関する御質問についてお答えをします。近隣センターの改修につきましては、柏市公共施設等総合管理計画第２期計画に基づき進めているところでございます。同計画では、施設機能の再編と総量の適正化を基本方針の一つとして掲げており、利用の低い機能につきましては見直しを行うこととしております。このため、利用率の低い調理実習室につきましては、需要の高い機能に見直しが必要と考えておりますが、見直

しに当たりましては、こども食堂連絡会から御要望がありました、既に近隣センターを利用している子ども食堂の御意見を伺うこと、そして今後新たに子ども食堂が運営されることも想定しつつ調理機能を整えた施設とすることについては、地域の住民の交流拠点の観点からも市としても同様に考えているところでございます。ただし、西原近隣センターの調理実習室の改修につきましては、１階の貸室が調理実習室のみである点に加え、利用が年に２回から４回程度と著しく少ない状況を踏まえ、これを利用率が高い多目的室へと転換することにより利用者の促進を図るとともに、災害時の避難者のスペース機能をより高めることを目的としております。また、当該調理実習室は他の近隣センターの多目的室に比べて狭いため、調理台や調理器具は装備せず、多目的室として利用する際の有効面積をできる限り広く確保することで改修の目的を達成したいと考えているところでございます。今後整備を予定している近隣の柏の葉近隣センターにつきましては、調理機能つきの多目的室を設ける計画として現在検討を進めているとこであります。今後も調理機能につきましては各施設の調理実習室の大きさや形状、位置といった状況を勘案し、近隣センターに限らず、学校等の公共施設等の活用についても検討しつつ、利用者のニーズに即した整備に努めてまいります。次に、災害時の公共施設の運営についての御質問についてです。災害時の炊き出しなどによる温かい食事につきましては、単なる栄養補給にとどまらず、被災者の心身の健康維持に寄与するものと認識をしております。温かい食事の提供につきましては、キッチンカー団体との協定の活用、自衛隊、ボランティア団体の炊き出しなどを想定し、被災者への温かい食事の提供の体制を整えているところでございます。実際の災害時につきましては、これらに加え、近隣センターも含めた避難所においてそのときに活用可能なものを最大限活用し、大人数の被災者に温かい食事の提供をしていきたいと考えているところでございます。具体的には、組立て式煮炊きレンジなどの防災用資機材の活用、市立学校の給食室や家庭科室の活用など大容量で調理し、提供を行っていく想定でございます。近隣センターの調理機能につきましては、地域の皆様が日常的に御利用いただく施設として、改修に当たっては平常時の利用実態を鑑み、機能の見直しを行っているところでございます。

次に、行政運営に関する御質問についてお答えをします。日頃から市民の皆様よりいただく様々な御要望につきましては、市民の暮らしや地域の課題であると受け止めております。いただいた御意見、御要望は内容に応じて所管部署において速やかに全て確認をし、施策推進の参考にさせていただいておりますが、施策の優先度や緊急性、財政状況など総合的に勘案した上で反映の可否を含めて対応しているところでございます。また、多くの御要望をいただいているため、原則としては全ての御意見、御要望に文書にて回答は行うことはできませんが、対応が極端に長引くなど、場合によっては推進状況についてお伝えするなど、引き続き市民の皆様の声に耳を傾け、重要な御意見として参考にさせていただきながら市政運営に努めてまいります。

続いて、熱中症対策と工事発注についての御質問についてお答えをします。近年夏の暑さは一層厳しさを増しており、35度以上の猛暑日の中での作業には熱中症のリスクが高まることから、炎天下における作業員の身の安全を守ることや休憩を多く取ることによる作業効率の減少への対策が必要となっております。このため、本市では令和２年度から施工業者との協議により気象庁が発表する地域ごとの暑さ指数、いわゆるＷＢＧＴ等の条件を満たした日数に応じた熱中症対策費を計上できるよう取り組んでまいりました。あわせて、千葉県が定める土木工事における適正な工事設定の考え方を基に過去５年間の猛暑日の平均日数を作業不能日として見

込む等、工期への配慮を行っております。また、安全対策に係る費用も工事の積算において見込んでおり、施工者には現場での熱中対策として例えば下請事業者を含めた作業員の体調管理のため給水器やドライミストの設置、通気性を確保するファン付作業服の着用などの対策に取り組んでいただいております。今後も国や県の動向にも注視しながら安全に工事を進められるよう労働環境の確保に努めてまいります。

最後に、議案第39号、訴えの提起に関する４点の御質問についてお答えをいたします。１点目のコロナ禍において臨時的取扱いに関する御質問についてです。厚生労働省の通知が想定する臨時的な取扱いについては、減算措置の適用の際に本市から厚生労働省の担当局に確認を行い、あくまで短期的、一時的な人員基準の未達を対象としたものであるとの見解を得ております。本市は、この見解により本件のような通算２年半以上にわたる長期の未配置は臨時的な取扱いの対象外であると判断をしたものでございます。この判断については、本件訴えの提起に先立ち､今回の相手方となる法人の前身である法人を相手とした訴訟において既に地方裁判所、高等裁判所いずれにおいても本市勝訴の判決を得ております。これらのことから、事業者によって取扱いを変えたものではなく、どの事業者に対しても同様の対応を行っていたものと判断をしております。次に、２点目の本市がコロナ禍でも通常の実地指導、現在でいう運営指導を行っていれば相手方は厚生労働省の通知が想定する臨時的な取扱いについて把握することができたため、長期間の看護師未配置は発生しなかったとのことについてです。相手方事業所への実地指導は、当初は令和２年度に実施を予定して通知を行いましたが、コロナ感染拡大防止のために全ての実地指導を中止したことにより翌年､令和３年度に順延することにいたしました。その後、順延していた実地指導を実施すべく令和３年10月４日に再度通知を行いましたが、令和３年度は対象となる140事業所のうち77事業所において感染拡大防止の観点から実地指導を中止したほか、それ以外の多くの事業所においても延期せざるを得ない情勢下で、市内事業所全体において実地指導を計画どおり進めることは困難な状況でございました｡このような中で、相手方事業所でもコロナ感染者が発生したことによる延期の申出があったため、この際も実地指導は未実施となったものでございます。いずれもコロナ感染拡大とその防止上やむを得ない事情によるものでございました。次に、議員御指摘の相手方事業者からの延期要請に本市からの返答がなかったという点については、令和３年度延期後、令和４年度も予定していた123件の実地指導のうち45件で中止せざるを得ず、また多くの事業所から実地指導延期の要望に応えるべく実施計画の日程調整を行い、令和４年９月29日、相手方に対する実地指導の実施通知文をもって返答したところであり、これによって令和５年２月28日に実地指導の実施に至っております。本市では、コロナ禍という事情により行政の計画どおり実地指導が十分に進められなかった状況でも今回の看護職員に関する配置は定員や面積要件と同様に事業所が当然に遵守すべき基本的な事項と認識して対応してまいりました。また、市内の事業所に対し随時国等から通知された情報の周知を行いながら、運営が適正に行われているかどうかの自主的な点検も促す中で遵守できない状況が生じた場合など事業所から問合せがあった場合には、国や県へ確認しながら対応をしてきたところでございます｡今後同様の緊急事態が生じた場合への備えも含め、訪問によらない指導方法の確立など指導体制を見直し、強化を図る必要があると考えているところでございます。３点目に、分割返済計画への対応についての御質問についてです。事業者に弁護士が就任するまでの１年以上の間も相手方事業者との協議を継続してまいりました。その間に相手方法人から報酬額と減算額の差額一覧表及び分割返済計画といった資料の提出がご

ざいました。これらの提出のあった資料の内容を検討したところ、法に基づいた履行延期の特約を締結するために必要な担保の提供などの要件を満たした確実な返済計画と評価することができず、本市と相手方との間で分割返還の協議が調いませんでした。さらに、その後相手方法人に弁護士が就任して以降返還金債務の不存在の主張が繰り返され、相手方法人側から先行して債務不存在確認訴訟が裁判所に提起されておりますことから、本市と相手方の返還の合意に至る条件が整わなくなったものと認識をしております。最後に、４点目の本議案の訴えの提起が全体の奉仕者である公務員として公共の福祉に沿った対応であるかについての御質問です。利用者にとって事業者の存在が重要であることは、本市としても重く受け止めております。しかしながら、法令に定められた基準を満たさず、不適切に受給した給付費の返還を求めなければ、適正に基準を守り、運営している他の事業者との公平性を損なうことになります。市といたしましては、必要な法的対応を取ることが制度全体の信頼性を守り、真に必要とする方々に必要な支援を将来にわたって届けていく公共の福祉につながるものと考えております。今後も利用者への影響を最小限にとどめ、適切なサービスが継続できるよう関係機関と連携しながら丁寧に対応をしてまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　山田副市長。

〔副市長　山田大輔君登壇〕

○副市長（山田大輔君）　私からは、道路冠水注意箇所の周知及び交通規制についてお答えいたします。令和８年８月の千葉豪雨による被害は、市内各所で道路の冠水が発生し、最大で31台の車両が道路上で故障、立ち往生するなど、災害情報システムの集計によれば約40か所で車両関連の被害報告がされております。議員御紹介の千葉市の冠水情報システムは、地下道の通行状況をリアルタイムで確認できるものでございます。本市では、浸水リスクを市民の方に知っていただくため、内水ハザードマップやリアルタイムで管路内の水位が分かる管路内水位情報、リスクマを公開、運用しており、市民の方の避難行動につながるよう取り組んでいるところでございます。お尋ねの道路冠水の注意箇所に特化したマップは作成しておりませんが、今回の千葉豪雨を受け、車を運転される方に危険な道路を避けてもらう取組が重要と考えております。今後市で運用しているリスクマにおいてアンダーパスなどの浸水リスクの高い箇所の冠水状況や通行状況を表示できないかなど注意喚起の方法を検討してまいります。続いて、交通規制についてお答えいたします。今回の千葉豪雨でアンダーパスの冠水により人的被害などが発生したことを踏まえ、国土交通省では先月８月27日に都道府県及び市町村へ予防的な事前通行規制の導入や車両進入防止対策の強化などを進めることとする旨の通知を行っております。この通知では、過去の冠水実績、道路構造などを踏まえて、冠水のおそれが高まった段階で予防的な事前通行規制を行うことを検討することとされております。柏市では、先月９月７日深夜から千葉県で大雨になるとの気象情報の発表を受け、レベル４、大雨危険警報が発生された時点でアンダーパス７か所と車両浸水被害により人的な被害が生じた八幡町の合計８か所で予防的通行止め規制を行うため、柏市建設関連防災ネットワークに参加する業者に準備を依頼し、対応を図ったところでございます。今後も国や県の動向にも注意しつつ、予防的な事前通行規制や車両の進入防止策の強化を進め、浸水被害の低減に向け取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君）　教育長。

〔教育長　田牧　徹君登壇〕

○教育長（田牧　徹君）　私からは、教育行政に関する御質問にお答えいたします。初めに、義務教育学校についてお答えをいたします。大規模な学校の課題に対して現場の教職員がどのように工夫や対応しているのかとの御質問です。柏中学校区の義務教育学校につきましては、１学年当たり４学級から５学級でスタートすることを想定しておりますが、これまでにも田中小学校や柏第五小学校、光ケ丘小学校といった１学年当たりの学級数が同規模の学校にもヒアリングを実施しており、その中で学校運営上の諸課題に対する現場での工夫について確認をしているところです。現在学校現場で実践している具体的な取組としましては、運動会や音楽発表会等の行事の運営において２部制での開催やオンラインの併用を行うこと、専科教員の配置や教科担任制を活用し、きめ細かな指導や多角的な見守りができる体制を整えること、ＩＣＴツールを効果的に活用し、教職員間の情報共有を図ること、通学時の安全指導や見守り活動において教職員やＰＴＡが地域ボランティアと連携することなど、学校運営上配慮が必要な事項について様々な工夫が行われていることを確認しております。次に、学校規模に関する子供や保護者からの声についてお答えをいたします。毎年各学校で実施している学校評価アンケートには、学校規模を含め学校生活や学校運営などについて子供や保護者の皆様から様々な声が寄せられております。学校規模に関する声としましては、多くの児童生徒が在籍することで多様な友達と出会える機会が増えること、学級数が多いことによりクラス替えを通して人間関係が固定化しにくいこと、学校行事や集団行動において活気や一体感が生まれることといった声がある一方で、校庭や特別教室などの施設設備の利用に制限が生じることへの心配、人数が多いことで一人一人の子供に十分に目が行き届かないことへの懸念、通学時の安全に対する心配などの声も寄せられております。市教育委員会としましては、こうした子供や保護者の皆様から寄せられた声を学校規模に関する重要な意見として受け止めております。その上で、先ほど述べました学校現場における工夫や必要な環境整備などを通じて学校規模に伴う課題に適切に対応し、子供たちにとってよりよい教育環境の確保に努めてまいります。子供へのアンケート結果を踏まえ､今後どのように子供との対話を継続していくのかとの御質問にお答えいたします。議員からも御指摘がありましたが、市教育委員会としましても母校がなくなることへの不安をはじめ、子供たちの思いや疑問を受け止め、検討の進捗に合わせて分かりやすく説明していくことは大切であると考えております。このため、事業の進捗に応じて対面での説明やアンケートなど子供たちが意見や疑問を伝える機会を継続して設けること、子供の発達段階に応じた資料や動画を活用し､分かりやすく伝えること､子供たちの声を地域協議会などの議論にも届け、学校や地域における検討に生かしていくことなどの取組を継続してまいります。特に子供たちから寄せられた疑問や意見に対しては、単に丁寧に検討すると伝えるだけではなく、現在どのような検討しているのか、何が決まっていて、何がまだ決まっていないのかなどを検討の進捗に合わせてできる限り具体的に伝えてまいります。こうした取組を通じて、子供たちの声を１度限りのアンケートで終わらせることなく､継続的な対話につなげてまいります｡続きまして、ＰＴＡの任意性確保と負担軽減に関する市教育委員会の取組についてお答えいたします。任意団体である市内小中学校のＰＴＡが保護者に対し入退会の任意性について説明し、意思確認を行うことは､ＰＴＡの適切な運営を行う上で重要であると考えております｡市教育委員会では、この任意性確保の趣旨を浸透させるため、毎年学校でのＰＴＡ運営のポイントというチラシを各学校に配布し、入退会の任意性について、保護者に対し適切な時期に分かりやすく、明確な方法をもって説明を行っていただくよう周知を図っているところです。こうした取組もあり、

ＰＴＡ会則に入退会に係る手続の記載がある学校は増加傾向にあり、一定の成果が見られております。市教育委員会としましては、保護者と教職員が協力しながら児童生徒の健全育成を目的として活動を行う各校ＰＴＡの任意性や自主性を尊重しつつ、活動に関わる保護者や教職員の負担軽減も考慮しながら、持続可能な活動となるよう引き続き各学校や柏市ＰＴＡ連絡協議会と連携しながら助言をしてまいります。最後に、周年行事におけるＰＴＡの負担についてお答えをいたします。学習指導要領には、学校行事の儀式的行事の一つとして開校記念に関する行事が明示されていることから、各学校における周年行事は教育活動の一環として実施されております。また、児童生徒が学校の創立や開校当時からの歴史を振り返り、自分たちが学校の歴史を刻んでいるという思いを育むとともに、日頃から学校を見守り、支えていただいている地域の皆様への感謝を示す場として大きな役割を果たしていると認識しております。教育委員会といたしましては、周年行事の現状として記念品や記念事業等の費用としてＰＴＡ会費の積立金が使用されていることを認識しております。これまでも周年行事を含め創立、開校式典などを実施する際の内容の参考事例や予算措置等を実施の基準として定め、各学校に通知してまいりました。今後も各学校が行事の教育的趣旨を踏まえ、適切な予算計画、ＰＴＡや地域の負担軽減等に熟慮し、学校や地域等の実態に即した周年行事が行われるよう必要に応じて指導、助言してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　上下水道局理事。

〔上下水道局理事　後藤義明君登壇〕

○上下水道局理事（後藤義明君）　私からは、ウオーターＰＰＰに関する御質問３点についてお答えいたします。初めに、ウオーターＰＰＰの業務量や予算規模についてお答えいたします。ウオーターＰＰＰのレベル3.5を導入いたしましても、事業計画の策定や予算管理、料金制度の運営などは引き続き市が担ってまいります。現時点で考えているウオーターＰＰＰでの具体的な業務ですが、水道事業については口径400ミリ以上の基幹管路の更新や施設の維持管理などを対象とする一方、基幹管路以外の更新や配水管の耐震化と日々の管理、修繕については、これまでどおり市の業務として実施してまいります。また、下水道事業については、ウオーターＰＰＰの業務として管路の老朽化対策や２つのポンプ場の維持管理などを対象とする一方、下水道の整備されていない地区における汚水管整備や浸水対策のための雨水管整備工事、管路や施設の耐震化工事などはこれまでどおり市が直接発注し、施工管理してまいります。令和８年度予算をベースにウオーターＰＰＰを組み入れた場合の現時点の試算では、水道事業については総支出予算額に対し、ウオーターＰＰＰに関する予算の割合は約６％となります。また、下水道事業については、総支出予算額に占めるウオーターＰＰＰの予算の割合は約10％となります。今後は、こうした予算規模や対象事業についても市民の皆様に誤解を与えることのないよう具体的な数字を用いながら、分かりやすく情報をお示ししてまいります。次に、市のチェック機能の維持、強化についてお答えいたします。これまでの下水道の包括委託では、５年間調査、検討を行い、その結果を踏まえて市が改築が必要な箇所や優先順位を決定した上で、次の５年間で改築を実施するスキームになっております。現在導入を検討しているウオーターＰＰＰレベル3.5の契約期間は10年間となりますが、この考え方をなくすものではございません。10年間の契約期間の中、５年を一つの区切りとして、それまでの調査、検討結果や施設の状態、改築の実施状況などを検証し、その結果を踏まえて、その後５年間の改築箇所や優先箇所などについて市として方針を決定する考えです。また、改築の実施についても市が必要性や優先順

位を判断し、事業者に任せきりにするのではなく、市によるチェック機能を確保してまいります。最後に、委託業者の固定化への懸念についてお答えいたします。ウオーターＰＰＰレベル3.5は、施設や業務の特性を踏まえ、民間事業者が中長期的な視点で維持管理や更新に取り組めるよう原則10年間の委託期間とするものです。一方で、契約期間が長期化となることで特定の事業者に固定化され、新たな事業者が参入しにくくなることについては、市としても十分に留意する必要があると認識しております。そのため、事業者の選定に当たっては公募型プロポーザルを実施し、幅広い事業者が参入できるよう公平性、競争性の確保とともに、新規参入しやすい仕組みを学識を入れた検討会議にて検討してまいります。また、10年間の契約期間中も市が事業者の業務実施状況を継続的に確認、評価するとともに、契約内容や事業効果について検証を行い、必要に応じて見直しを含めた検討を進めてまいります。私から以上でございます。

○議長（坂巻重男君）　第２問、林紗絵子さん。

○16番（林　紗絵子君）　それでは、議案第39号についてまず伺います。先ほどの答弁で臨時的取扱いはあくまで短期的、一時的という答弁がありました。ただ、私いただいているんですね。ほかにも、ほかの事業所も減算措置をされているんですけれど、こちら短期的、一時的に見られるようなものもあると思うんですけれど、こちらについても適用しなかったんですよね。

○福祉部長（矢部裕美子君）　お答えいたします。短期的、一時的というところでは、例えば看護師さんがコロナに罹患してしまって、１週間、２週間お休みするとかというところで確認していますので、おおよそ１か月ということで確認しております。先ほど議員からおっしゃられたように、他の事業所に関してもそこを目安として経過的という形、臨時的という形を取らせていただいていました。以上です。

○16番（林　紗絵子君）　では、臨時的取扱いを適用した事業者と適用しなかったところがあったということですか。

○福祉部長（矢部裕美子君）　御本人の罹患などで臨時的ということで短期的、１週間、２週間というところでは適用した事業者もあるかと思いますけれども、すみません、今そこで数字は持っていないんですけれども、基本的に先ほどの20事業者に関しましては一時的という形での取扱いはしていないという形になっております。以上です。

○16番（林　紗絵子君）　昨年の３月議会で当時の福祉部長からコロナの影響は全くないとは言えないが、ほかの事業所では適切に人員配置をされている状況だったという答弁がありました。しかし、先ほどおっしゃったように、15法人20事業所に人員欠如の減算があったということで、ほかの事業所で適切な人員配置がされていたという答弁は間違っていたんじゃないですか。訂正してください。

○福祉部長（矢部裕美子君）　すみません。恐らくという言い方になってしまうんですけれども、一時的、臨時的というところで該当する事業所もありましたというところでの御回答だったと思います。今御指摘があったように、20事業所に関しましては減算を取らせていただいているのは事実でございますので、20事業所が対象となっておりました。以上です。

○16番（林　紗絵子君）　だから、つまりコロナ禍に障害福祉事業所を運営するのは大変だったんですよ。人員欠如を出さないように運営するのは大変だったんです。ここは、認めていただきたいと思います。中でも看護師を新たに探すということは、本当にできなかったって聞いていますよ。コロナ禍には病院や発熱外来、ワクチン接種介助、あと軽症者の宿泊施設とか、爆発的に看護師の需要が高まって、障害福祉事業所なんかには流れてこないんですよ。だって、

こっちのほうが給料が安いんですから。そういう状況で、看護師が未配置になっちゃったら新たな看護師探せっていったって難しい状況だったんです。その15法人20事業所の中にこの事業所よりも多くの減算措置を受けているところだってあるんですよ。これだけの事業所がコロナ禍で人員欠如を出さないようにするというのがすごく大変だったという状況を柏市は捉えていなかったんじゃないですか。それで、コロナ禍にちゃんと適切な支援ができなかったんじゃないでしょうか。当時厚労省からおびただしい数のコロナ関連通知があって、柏市からこの事業所へ送付したメールだけでも2020年に44件あったんですよ。その中に臨時的な取扱いの通知もあって、この臨時的取扱いが認められる場合、認められない場合、どういう場合なのか事業者に詳しく説明していましたか。

○福祉部長（矢部裕美子君）　お答えいたします。市としましては、通知のほうが来次第送付させていただいて、もう少し詳細の説明を加えてというところではメールの中で説明させていただいたという形になっております。以上です。

○16番（林　紗絵子君）　厚労省から臨時的取扱通知が発出されて、各事業所に転送もしたけど、柏市ではこれを１か月とか２か月とか本当に短期間でしか減算、使わないよというのは改めて事業者に指導しているんでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君）　繰り返しになってしまいますが、臨時的というところでお問合せいただいた中では御説明のほうをさせていただいていますが、通知のほうに代えさせていただいて、メール等で御連絡させていただいた形となっております。以上です。

○16番（林　紗絵子君）　そうすると、メールが来たとおりに受け取りますよね、何か月とか書いていないんですから。だから、厚労省が出すように減算措置されないんだろうなって思ったとしてもしようがないじゃないですか。それが15法人20事業所の減算措置の原因になったんじゃないかと私は思いますよ。今市に訴えられて、裁判で負けて、どうしようもなくなった事業所は、弁護士の助言によって旧法人の事業を停止して、新法人立ち上げて、事業所の運営続けたんですけど、私はこの対応を肯定することはできません。ただ、今回の議案を賛成多数で可決してしまって、柏市が勝訴すれば、今運営されている事業所が潰れてしまいますよね。本市は、潰れてしまってもしようがないって思って、今回の議案出しているんですよね。

○福祉部長（矢部裕美子君）　お答えいたします。現在の法人が障害事業所としてしっかり事業を行っていただいているということは、私たちも認識しております。新法人のほうを決して廃業、廃止ということに追い込もうという目的ではございませんので、事業の継続ということに関しては法人さんの判断で可能でございます。今後本市としましても相手方の協議等を、もし解決に向けて何らかの方策をということで探っていけるということは考えております。以上です。

○16番（林　紗絵子君）　そうですよ。だから、今回何か裁判に訴えるみたいなことはやめて、腹を割って話し合ってください、本当に。悪意なんかなかったんですから。コロナ禍に看護師が配置できなかった、それが発端ですよ。この事業所の利用者は重度の方がすごく多いと聞いていますので、利用者の環境を変えるということは極力避けるべきだと私は思います。本市は事業所を潰さなくて済む代替策というのを検討してほしいと思います。

義務教育学校についてです。アンケート結果には新しくできる校舎に通うことはない子供たちの不満の声というのもたくさんありましたし、工事中というのがすごく気になる子たちもたくさんいました。実際に通うことになる学年の子供たちが通学路というところも心配している

んですよね。バスについても聞いています。それに対して安易にまだ決まっていませんとか、検討中ですとか、そういう回答を返すのは私は不誠実な感じがしました。課内でバスについてシミュレーションをした結果だって前にあったはずだと思います。子供たちには決まっていないことも含めた現在の全ての状況を知る権利というのがあるはずですので、もうちょっとしっかりと子供たちの声に耳を傾けて、返答いただきたいと思います。

○議長（坂巻重男君）　以上で林紗絵子さんの質疑並びに一般質問を終わります。

―――――――――――――　○　―――――――――――――

○議長（坂巻重男君）　**日程第２、議案第40号**を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君）　ここで地方自治法第117条の規定により、阿比留義顯さんの退席を求めます。

〔22番　阿比留義顯君退席〕

○議長（坂巻重男君）　お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第３項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

本案について質疑を許します。質疑は３問制で行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上をもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――――――――――

○議長（坂巻重男君）　お諮りいたします。

本案については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

―――――――――――――――――――――――――――――

○議長（坂巻重男君）　これより採決を行います。

―――――――――――――――――――――――――――――

○議長（坂巻重男君）　採決は、押しボタン式投票をもって行います。

議案に賛成の方は青色の賛成ボタンを、反対等を主張し、賛成できない方は赤色の反対ボタンを押してください。

会議規則により、いずれのボタンも押さず在席しているときは反対ボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

―――――――――――――――――――――――――――――

○議長（坂巻重男君）　議案第40号について採決いたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。
投票総数29人、賛成17人、反対12人、よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（坂巻重男君）　阿比留義顯さんの除斥を解きます。
〔22番　阿比留義顯君着席〕

○

○議長（坂巻重男君）　**日程第３、議案第41号**を議題といたします。
〔末尾参照〕
○議長(坂巻重男君）　ここで地方自治法第117条の規定により、田中晋さんの退席を求めます。
〔33番　田中　晋君退席〕
○議長（坂巻重男君）　お諮りいたします。
本案については、会議規則第37条第３項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よってさよう決しました。
本案について質疑を許します。質疑は３問制で行います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（坂巻重男君）　なければ、質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君）　お諮りいたします。
本案については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君）　議案第41号について採決いたします。
賛成、反対ボタンを押してください。
〔投　　票〕
○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。
投票総数32人、賛成21人、反対11人、よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（坂巻重男君）　田中晋さんの除斥を解きます。
〔33番　田中　晋君着席〕

○議長（坂巻重男君）　以上で本日の日程は終了いたしました。
次の本会議は明15日、特に午前９時50分に繰り上げて開くことといたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後　４時１８分散会